

第3次君津市障害者基本計画

第6期君津市障害福祉計画

第2期君津市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

君 津 市

はじめに

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、総合的かつ計画的な推進体制を構築する必要があることから、君津市障害者基本計画をもとに、障害のある人や児童に対する相談支援、サービス提供体制の整備など、様々な施策を推進してまいりました。



国においては、障害者に対する支援のための措置や差別的取扱いの禁止を盛り込んだ障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの法整備が行われ、これを受け、2014年には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取り組みが進められてきました。さらに近年では、障害者雇用促進法の改正や、障害者文化芸術推進法、読書バリアフリー法などが制定され、制度の強化が図られています。

このような中、「障害のある人」と「障害のない人」、「支え手」と「受け手」という関係を超え、教育・就労・スポーツ・地域活動など様々な場面において、誰もが活躍できる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

本市においても、すべての人が地域社会の中で自分らしく生きていくことのできる社会の実現を目指すため、「第3次君津市障害者基本計画・第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、君津市障害者地域自立支援協議会との協議を重ねるとともに、国や県の計画、本市の最上位計画である「君津市総合計画」等との整合性を図りながら、相談支援体制の更なる充実や、地域生活への移行を支援することによる社会参加の促進、個々の特性に合わせた就労支援など、障害福祉施策の推進に全力で取り組んでまいります。

計画に掲げた基本理念の実現にあたっては、市民の皆様や関係機関、団体等の皆様との対話、連携が重要であると考えておりますので、今後もより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました君津市障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、障害福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

君津市長 石井宏子

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	4
1 障害のある人の現状.....	4
(1) 本市の人口と障害のある人の数.....	4
(2) 身体障害のある人の状況.....	6
(3) 知的障害のある人の状況.....	9
(4) 精神障害のある人の状況.....	11
2 アンケートからみる現状.....	13
(1) 調査の概要.....	13
【調査の目的と趣旨】.....	13
(2) アンケート結果.....	14
第3章 障害者基本計画.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本目標.....	28
3 施策の体系.....	32
4 障害者施策の総合的展開.....	34
基本目標1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援.....	34
基本目標2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進.....	42
基本目標3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築.....	60
基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進.....	69
基本目標5 障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現.....	76
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	85
1 計画の成果目標.....	85
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	85
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	86

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	86
(4) 福祉施設から一般就労への移行	87
(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	88
(6) 相談支援体制の充実強化等	89
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	89
2 障害福祉サービス等の体系	90
3 障害福祉サービスの給付実績と見込	91
(1) 訪問系サービス	91
(2) 日中活動系サービス	93
(3) 居住系サービス	96
(4) 相談支援	97
(5) 指定通所支援（障害児通所支援）	99
4 地域生活支援事業の実績と見込	101
(1) 必須事業	101
(2) 任意事業	108
第5章 計画の推進と進行管理	111
1 計画の推進体制	111
2 点検及び評価体制	111
3 情報の公開	112
資料編	113



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成19年3月に障害者施策全般の基本的な事項を定める「君津市障害者基本計画」を策定し、様々な障害者福祉施策を推進してきました。また、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、地域の実情に合わせて障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量見込みや、それを確保するための方策等を示すために策定し、障害福祉サービス¹等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に努めてきました。一方、国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す取組を推進しています。

このような国の動向を踏まえつつ、本市は「第3次君津市障害者基本計画」、「第6期君津市障害福祉計画」及び「第2期君津市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活できる地域共生社会²の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法³第11条第3項に基づく障害者施策の基本的な理念と取組の方向性を定める「障害者基本計画」と、障害者基本計画の実施計画である障害福祉サービス等及び障害児通所支援⁴等相談支援体制の確保のための方策を定めるための障害者総合支

¹ 障害福祉サービス

障害者総合支援法に定められた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のこと。

² 地域共生社会

障害の有無や年齢等に関わらず、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

³ 障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。

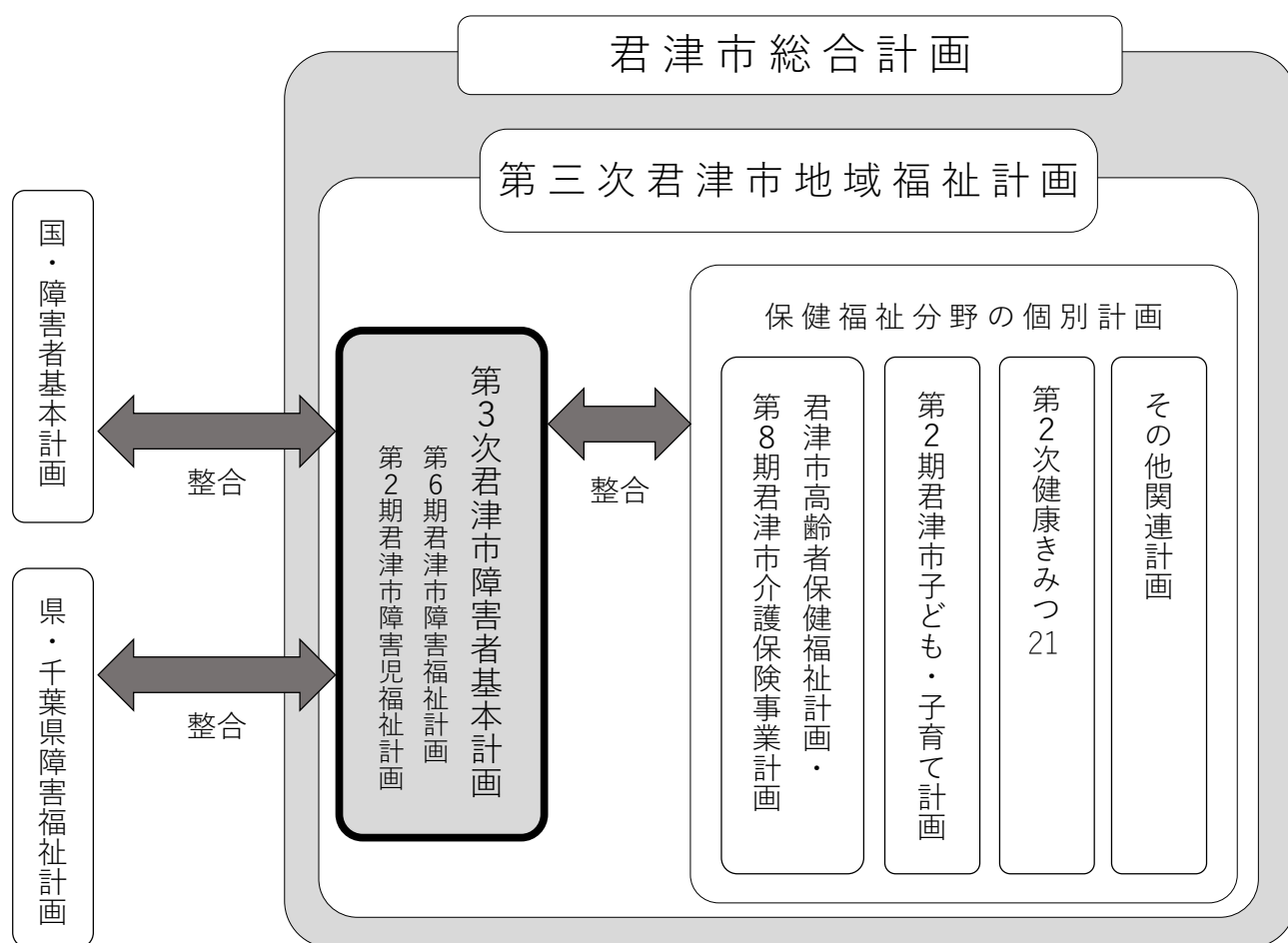
⁴ 障害児通所支援

児童福祉法に定められた児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のこと。

援法¹第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法²第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び千葉県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。

計画の位置づけのイメージ



¹ 障害者総合支援法

障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援することを目的として制定された法律のこと。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

² 児童福祉法

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律のこと。

3 計画の期間

障害福祉計画等は、国から示される基本指針¹において3年を1期として作成することとしているため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度 計画	平成24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	令和元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023
君津市 障害者基本計画	第1次〔平成19年度（2007年度）～〕						第2次〔前計画〕			第3次〔本計画〕		
君津市 障害福祉計画	第3期			第4期			第5期〔前計画〕			第6期〔本計画〕		
君津市 障害児福祉計画							第1期〔前計画〕			第2期〔本計画〕		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障害のある人、18歳以上の障害のない人、障害福祉サービス提供事業者を対象とした意識調査（アンケート調査）を実施しました。

また、市庁内の総合調整会議及び総合政策会議で議論を重ねるとともに、障害福祉計画の策定や進行管理を行う障害者及び障害者団体関係者、障害福祉サービス提供事業者、保健・福祉及び医療関係者等で構成する「君津市障害者地域自立支援協議会²」にて内容の検討を行い、広く意見を聴取する「パブリックコメント」の実施を経て策定しました。

¹ 基本指針

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省が定めたもの。

² 障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の現状

(1) 本市の人口と障害のある人の数

令和2年3月31日現在、本市の障害のある人は5,351人（身体障害者手帳所持者：2,834人、療育手帳所持者（知的障害）：737人、精神障害者保健福祉手帳所持者：532人、自立支援医療（精神通院）¹受給者：1,248人）となっています。総人口が年々減少する中、人口に占める障害のある人の割合は、増加傾向にあります。

ア 障害者手帳所持者数の推移

（単位：人・％）

区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
人口	86,999	86,118	85,181	84,322	83,499
身体障害のある人	2,948	2,904	2,841	2,853	2,834
知的障害のある人	663	689	696	722	737
精神障害のある人	401	416	434	467	532
手帳所持者の総数	4,012	4,009	3,971	4,042	4,103
手帳所持者の割合	4.61	4.66	4.67	4.80	4.91

（注）身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人：各手帳所持者数

出典：住民基本台帳人口・障害福祉課作成資料（各年3月末）

イ 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

（単位：人）

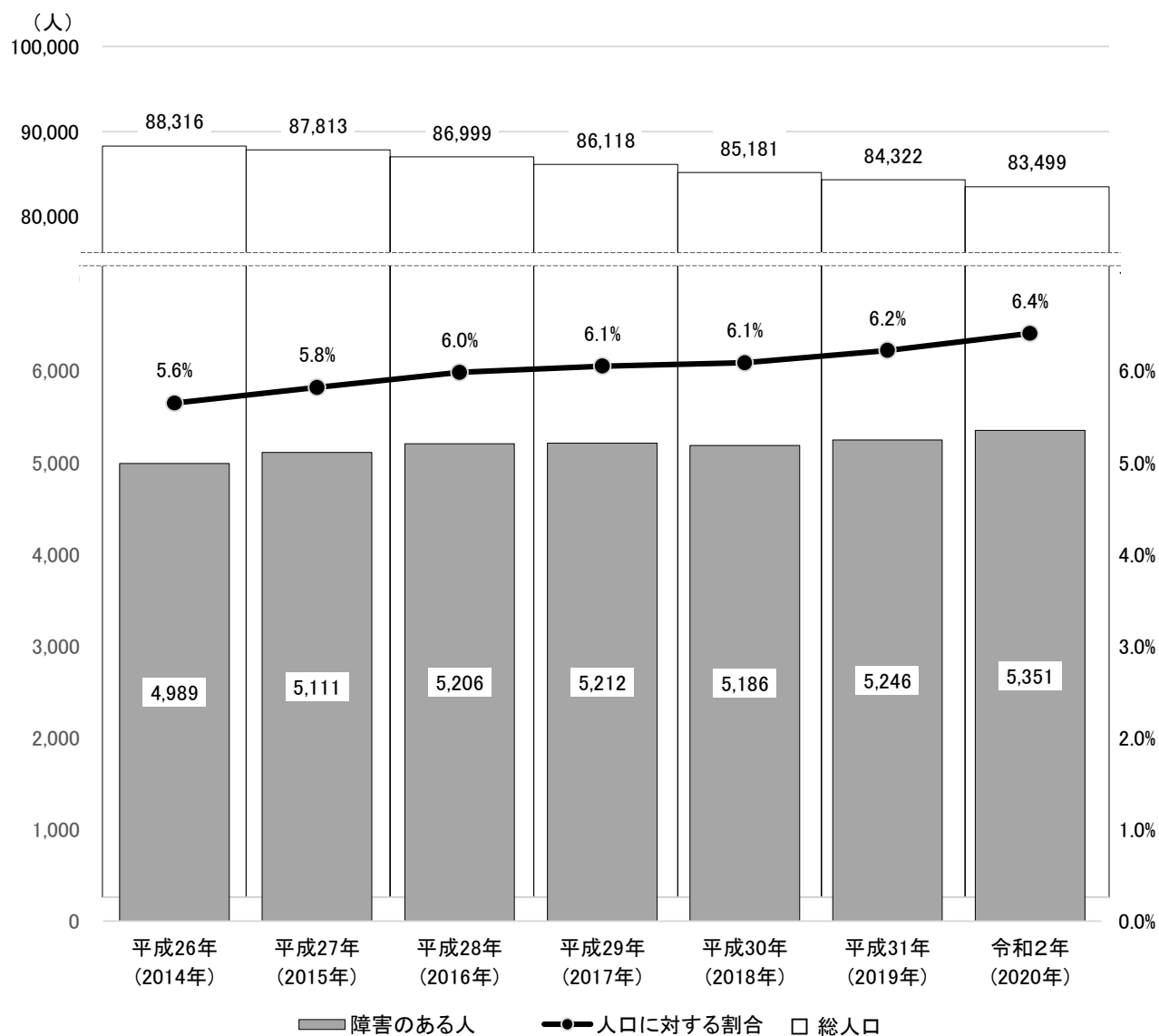
区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
受給者数	1,194	1,203	1,215	1,204	1,248

出典：障害福祉課作成資料（各年3月末）

¹ 自立支援医療（精神通院）

平成18年4月より制度化された、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「精神通院医療」は、通院による精神医療を継続的に要する者に適用となる。自立支援医療制度には「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3種類がある。

○ 人口と障害のある人の数の推移



出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年3月末）

（２）身体障害のある人の状況

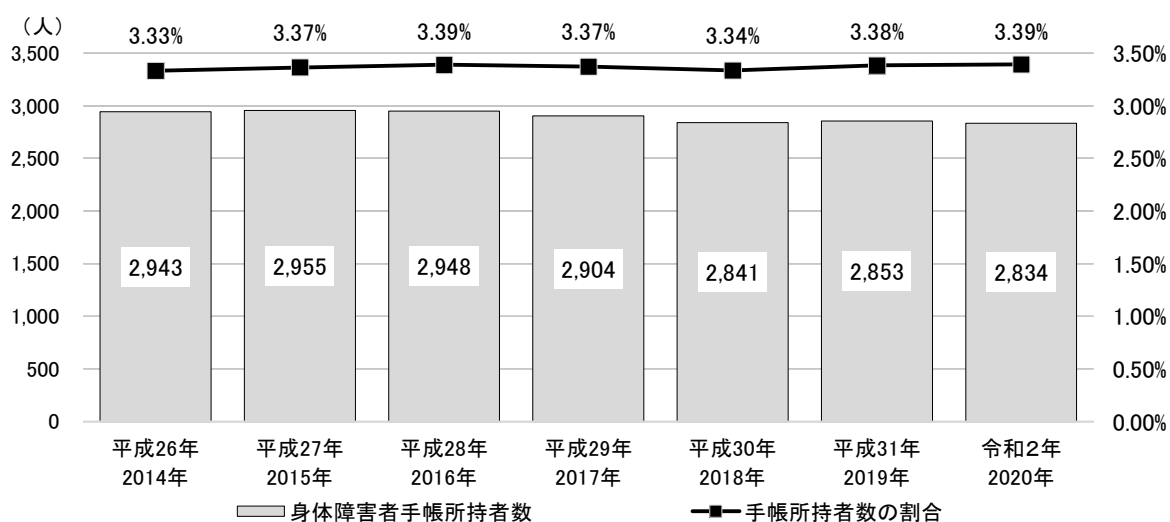
身体障害者手帳所持者数は、令和２年３月末現在 2,834 人で、平成 26 年より 109 人減少しています。なお、人口に対する割合は 3.39%で、大きな変動は無く、手帳所持者数は、微減傾向にあります。

障害種別では、「肢体不自由」が 1,417 人と最も多く割合も 50.0%を占めており、次いで「内部障害」が多くなっています。

また、等級別では、「１級」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「４級」が 24.9%となっています。なお、重度の「１級」と「２級」を合わせると 50.3%と半数を占めています。

年齢別では、多くが 65 歳以上で 7割を占めています。

○ 身体障害者手帳所持者の推移



出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年３月末）

○ 身体障害者手帳所持者の推移（障害別）

（単位：人）

障害	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
視覚障害	202	199	190	181	170	166	166
聴覚・平衡感覚障害	209	223	218	211	214	215	216
音声・言語・そしゃく機能障害	34	33	33	33	29	34	37
肢体不自由	1,644	1,606	1,567	1,509	1,459	1,444	1,417
内部障害	854	894	940	970	969	994	998
計	2,943	2,955	2,948	2,904	2,841	2,853	2,834

出典：障害福祉課作成資料（各年３月末）

○ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

（単位：人）

障害	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
18 歳未満	54	51	45	38	38	35	34
18 歳以上 65 歳未満	872	878	861	835	774	767	753
65 歳以上	2,017	2,026	2,042	2,031	2,029	2,051	2,047
計	2,943	2,955	2,948	2,904	2,841	2,853	2,834

出典：障害福祉課作成資料（各年 3 月末）

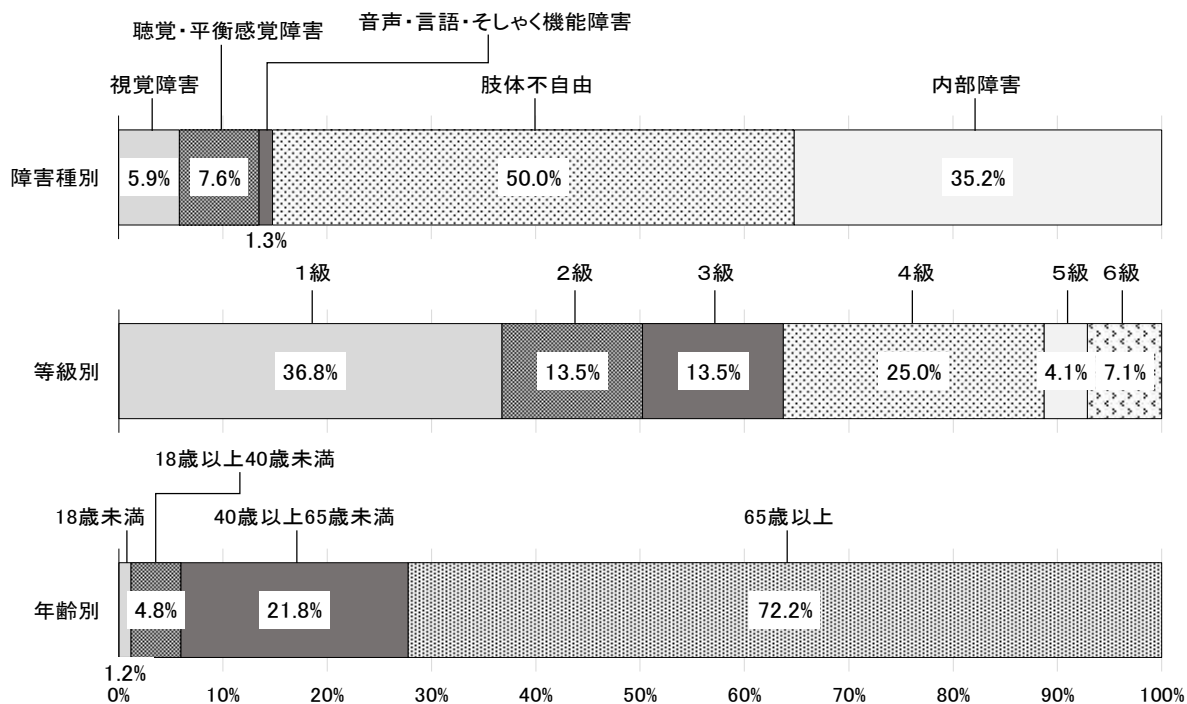
○ 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

（単位：人）

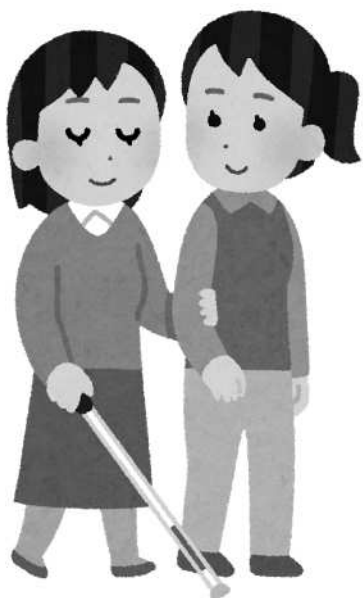
等級	年齢層	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
1 級	18 歳未満	34	32	27	23	22	19	17
	18 歳以上	1,039	1,029	1,050	1,054	1,020	1,029	1,025
	計	1,073	1,061	1,077	1,077	1,042	1,048	1,042
2 級	18 歳未満	3	0	1	1	2	1	2
	18 歳以上	427	427	409	391	383	393	381
	計	430	427	410	392	385	394	383
3 級	18 歳未満	8	11	9	7	8	7	6
	18 歳以上	401	415	417	407	389	388	377
	計	409	426	426	414	397	395	383
4 級	18 歳未満	5	3	2	1	3	3	3
	18 歳以上	701	701	700	692	692	697	704
	計	706	704	702	693	695	700	707
5 級	18 歳未満	4	5	5	5	2	3	4
	18 歳以上	122	124	119	118	119	115	113
	計	126	129	124	123	121	118	117
6 級	18 歳未満	0	0	1	1	1	2	2
	18 歳以上	199	208	208	204	200	196	200
	計	199	208	209	205	201	198	202
合計	18 歳未満	54	51	45	38	38	35	34
	18 歳以上	2,889	2,904	2,903	2,866	2,803	2,818	2,800
	計	2,943	2,955	2,948	2,904	2,841	2,853	2,834

出典：障害福祉課作成資料（各年 3 月末）

○ 令和2年3月末の状況



出典：障害福祉課作成資料



(3) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、令和2年3月末現在 737 人で、平成 26 年より 113 人増加しており、人口に対する割合は 0.88%となっています。

令和2年における手帳の 判定別人数は、「重度」が最も多く 283 人で全体の 38.4%を占め、次いで「軽度」が 262 人となっています。

また、年齢別でみると、737 人中 581 人が 18 歳以上で、78.8%を占めています。

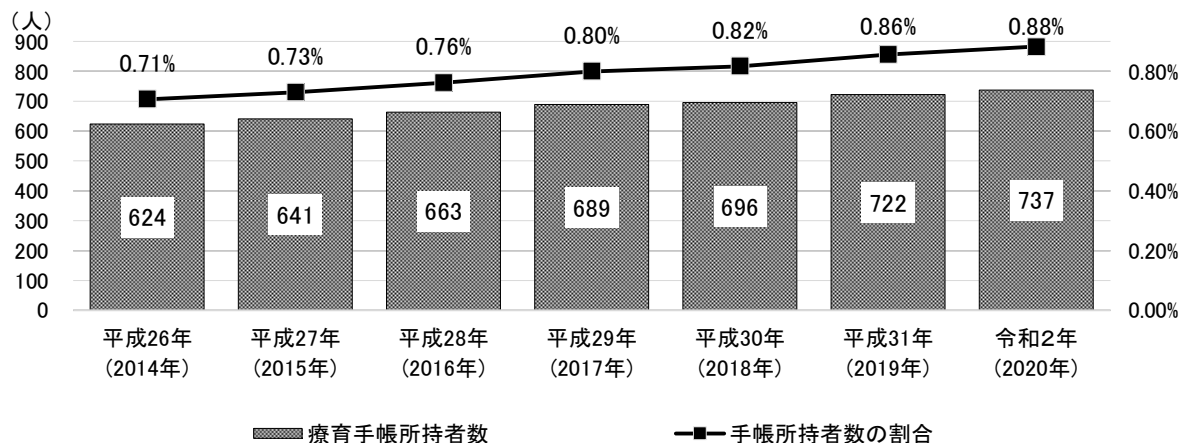
○ 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

判定		年齢層	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
重度	Ⓐ A の 1 A の 2	18 歳未満	77	45	42	35	38	41	42
		18 歳以上	203	233	241	241	240	243	241
		計	280	278	283	276	278	284	283
中度	B の 1	18 歳未満	53	44	46	45	38	35	37
		18 歳以上	92	106	115	122	142	149	155
		計	145	150	161	167	180	184	192
軽度	B の 2	18 歳未満	109	81	70	83	70	76	77
		18 歳以上	90	132	149	163	168	178	185
		計	199	213	219	246	238	254	262
合計		18 歳未満	239	170	158	163	146	152	156
		18 歳以上	385	471	505	526	550	570	581
		計	624	641	663	689	696	722	737

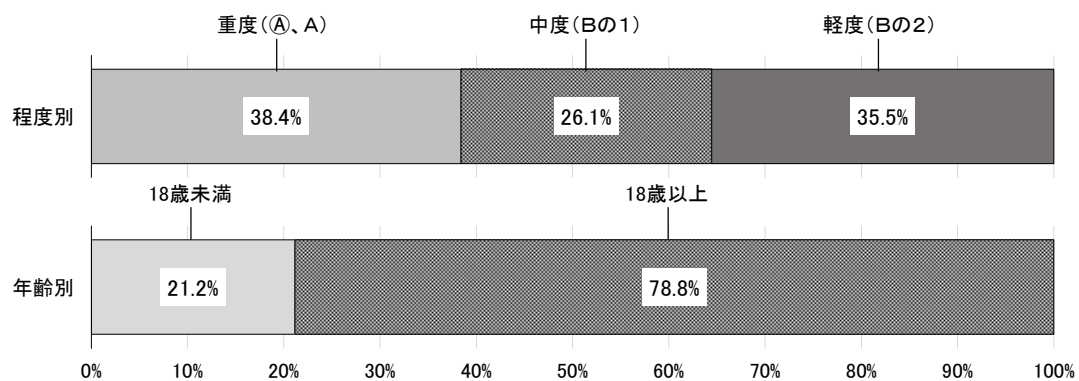
出典：障害福祉課作成資料（各年3月末）

○ 療育手帳所持者数の推移



出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年3月末）

○ 令和2年3月末の状況



出典：障害福祉課作成資料

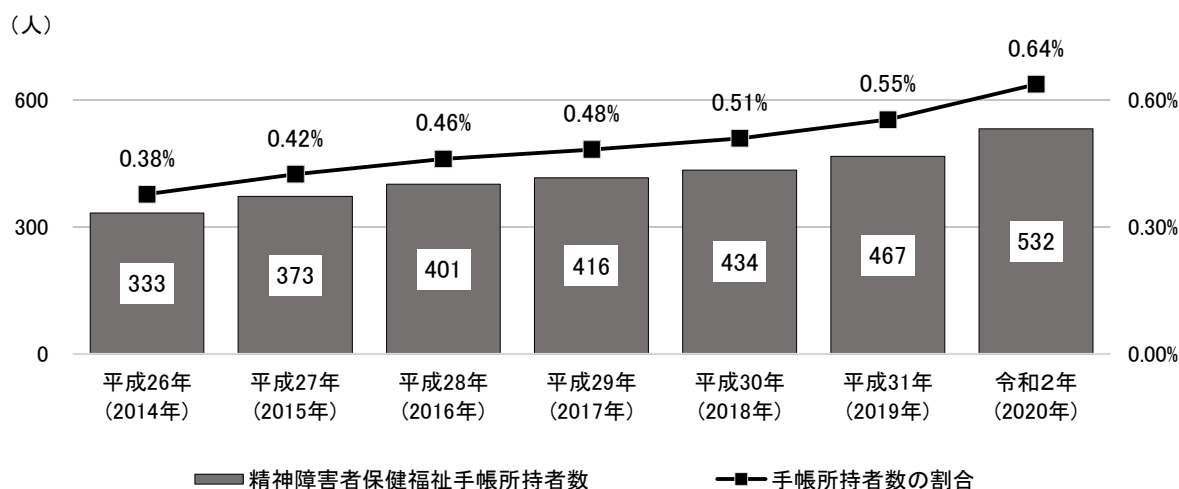


（４）精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和２年３月末現在、５３２人で、平成２６年より１９９人増加しています。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は１，２４８人で、平成２６年より１５９人増加しています。

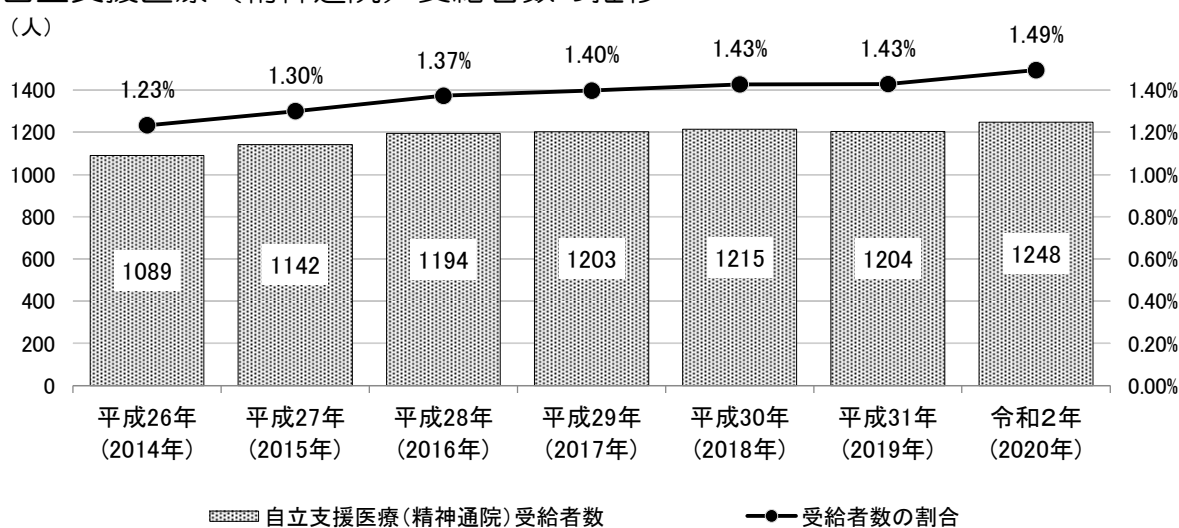
精神障害者保健福祉手帳の等級別でみると、各年とも「２級」が多く、令和２年３月末の人数は３１１人で、全体の５８.４％を占めています。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



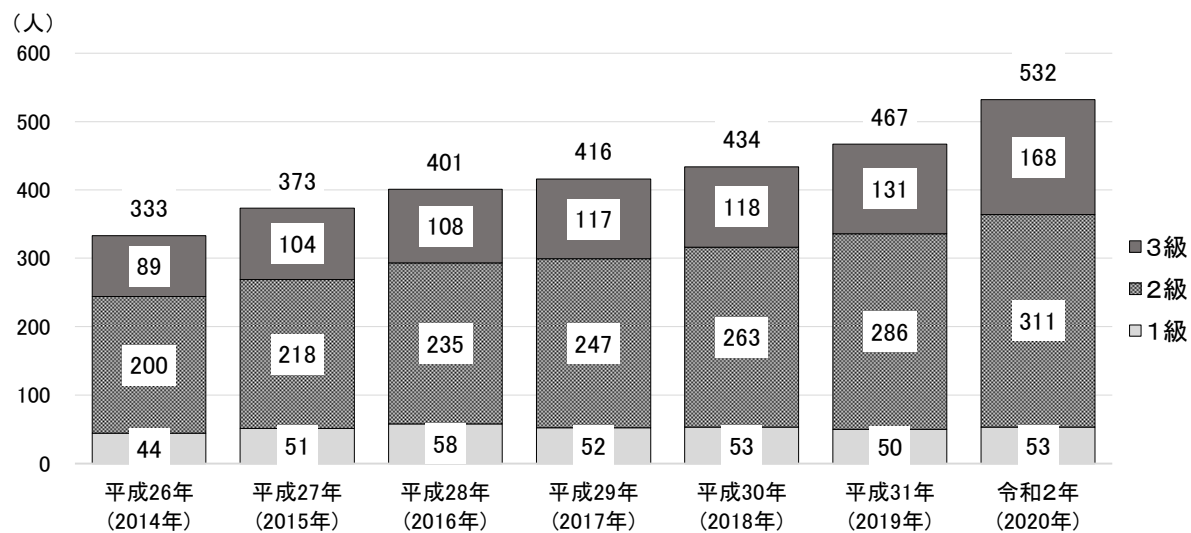
出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年３月末）

○ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



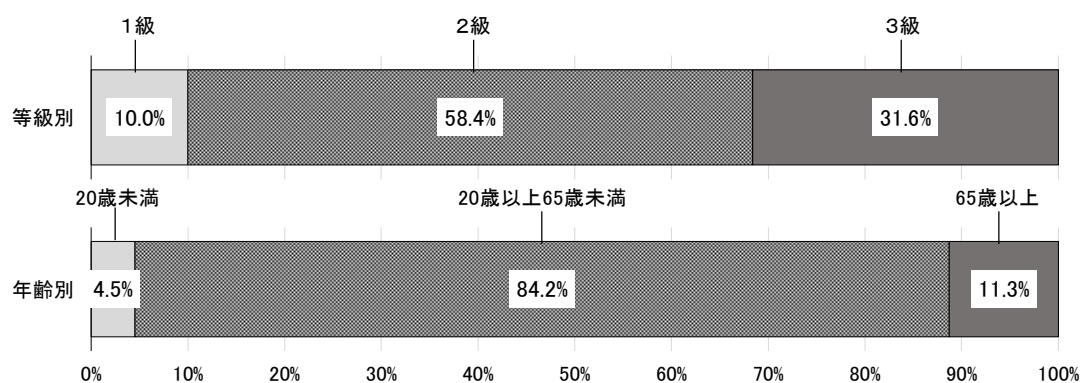
出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年３月末）

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



出典：住民基本台帳人口、障害福祉課作成資料（各年3月末）

○ 令和2年3月末の状況



出典：障害福祉課作成資料

2 アンケートからみる現状

(1) 調査の概要

【調査の目的と趣旨】

第3次君津市障害者基本計画・第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画の策定にあたり、障害のある人の心身の状況・置かれている環境・意向などを把握するほか、障害のない市民の意識や、障害者福祉サービス提供事業者から障害福祉施策・事業に対する意見、今後の意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

【調査対象者等】

各手帳所持者から無作為に抽出した 1,500 人

(身体障害者 1,100 人・知的障害者 250 人・精神障害者 150 人)

18 歳以上の障害のない市民から無作為に抽出した 300 人

市内で障害福祉サービスを提供している 40 事業者

【調査期間】

令和2年2月29日～令和2年3月19日

【調査方法】

配布・回収ともに郵送により実施しました。

【回収結果】

調査対象	対象数	回収数	回収率
障害のある人	1,500 人	1,067 人	71.1%
18 歳以上の障害のない市民	300 人	168 人	56.0%
市内の障害福祉サービス提供事業者	40 事業者	26 事業者	65.0%
合 計	1,840 件	1,261 件	68.5%

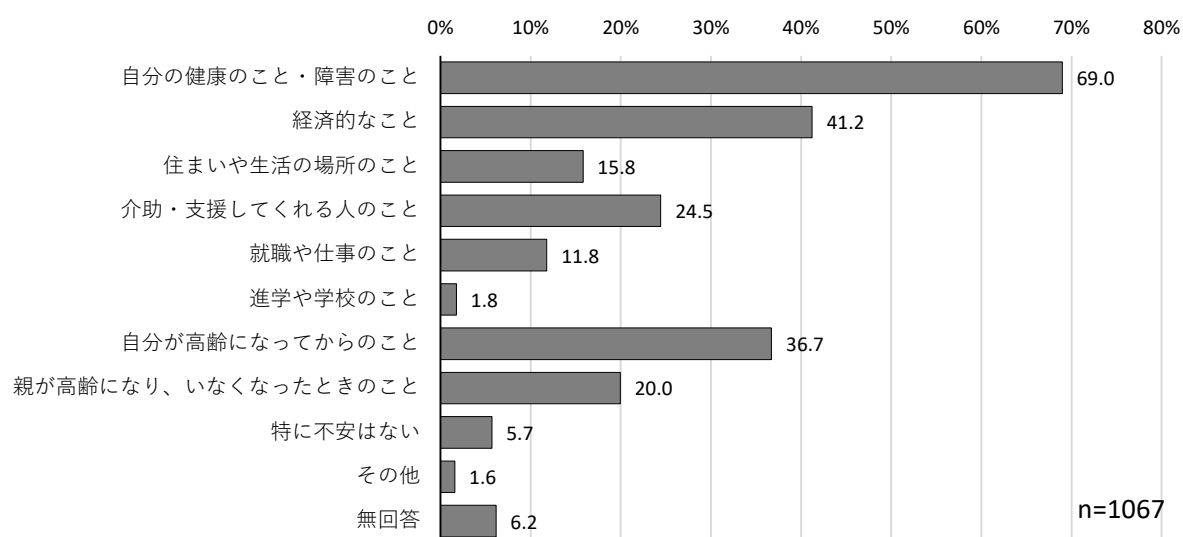
(2) アンケート結果

【障害のある人への調査】（複数回答）

ア これからの生活で不安なこと

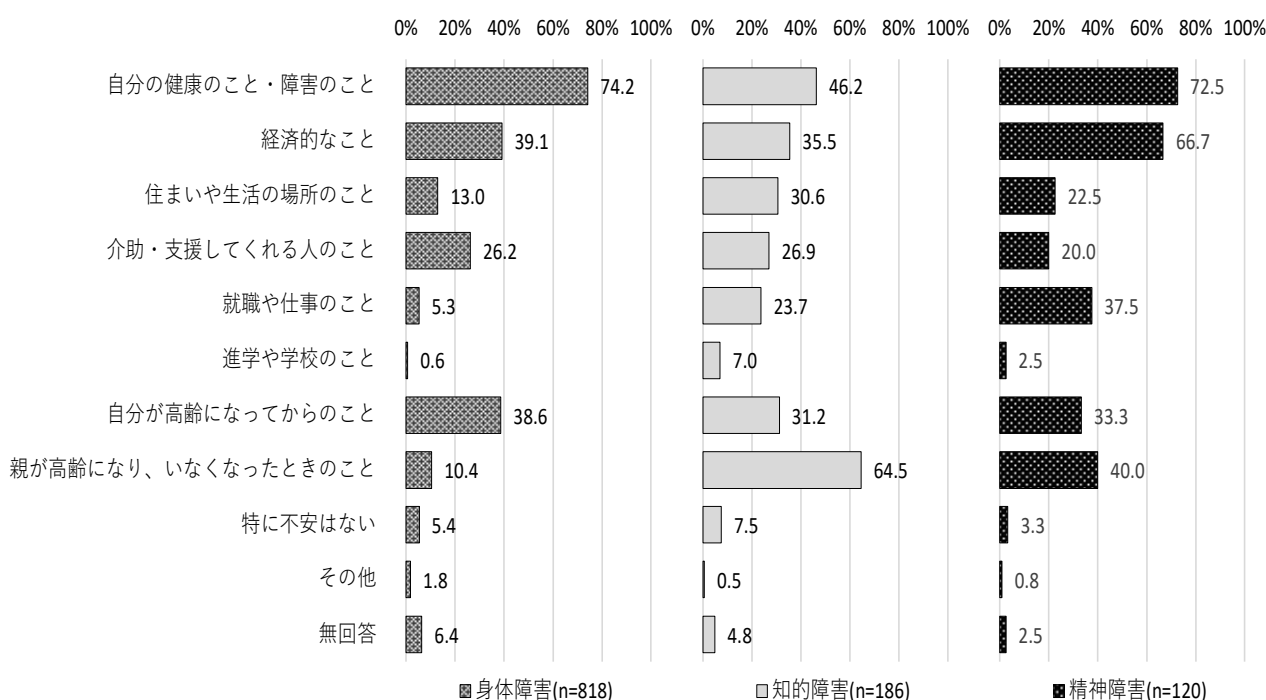
<全体>

「自分の健康のこと・障害のこと」の割合が69.0%と最も高く、次いで「経済的なこと」41.2%、「自分が高齢になってからのこと」36.7%、「介助・支援してくれる人のこと」24.5%の順となっています。



<障害別>

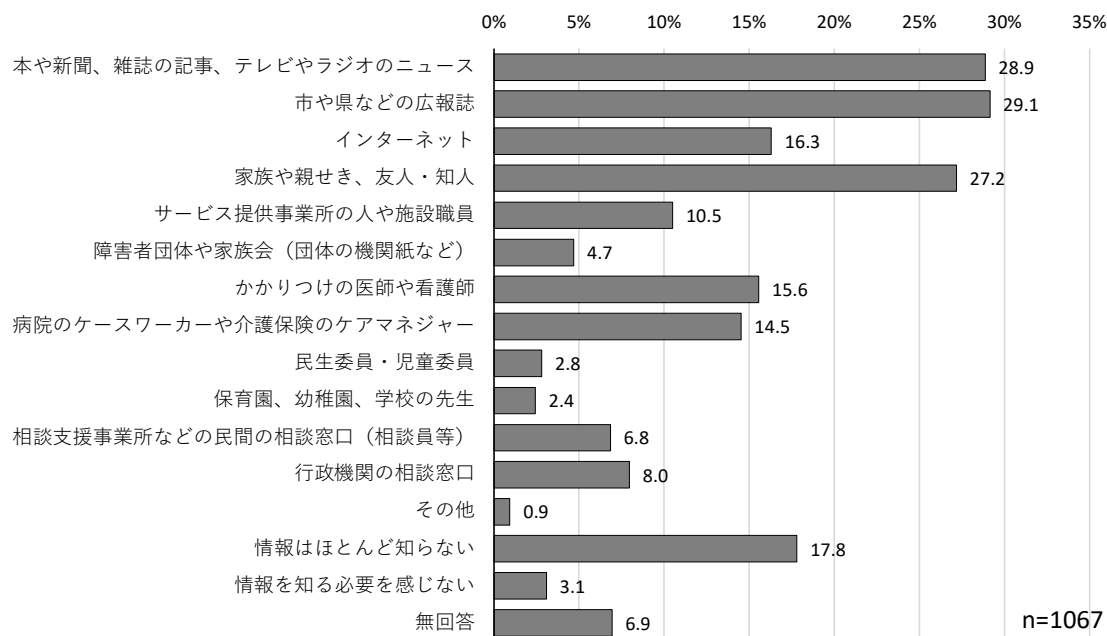
知的障害の64.5%が「親が高齢になり、いなくなったときのこと」と回答しています。



イ 福祉情報の主な入手先

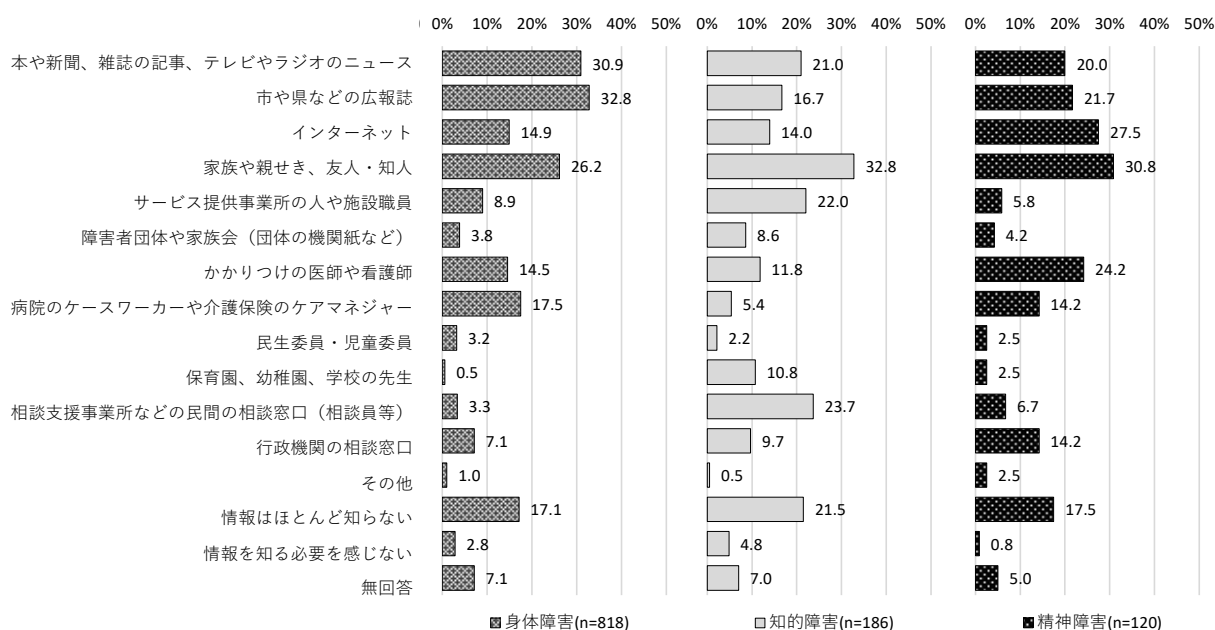
<全体>

「市や県などの広報誌」の割合が29.1%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」28.9%、「家族や親せき、友人・知人」27.2%の順となっています。



<障害別>

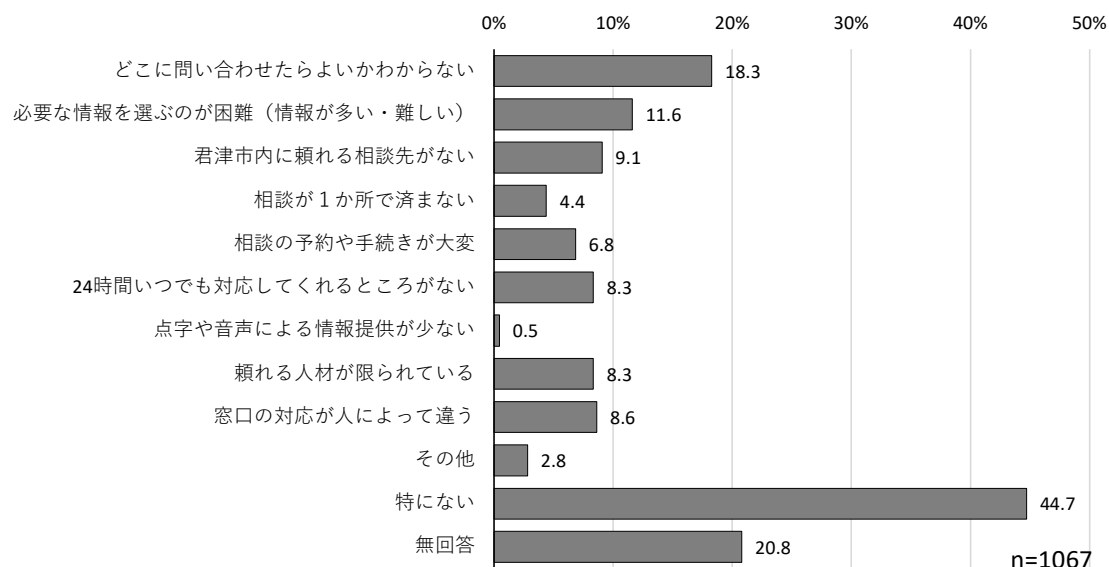
身体障害の32.8%が「市や県などの広報誌」から、知的障害の32.8%、精神障害の30.8%が「家族や親せき、友人・知人」から情報を入手していると回答しています。



ウ 相談先についての困りごと

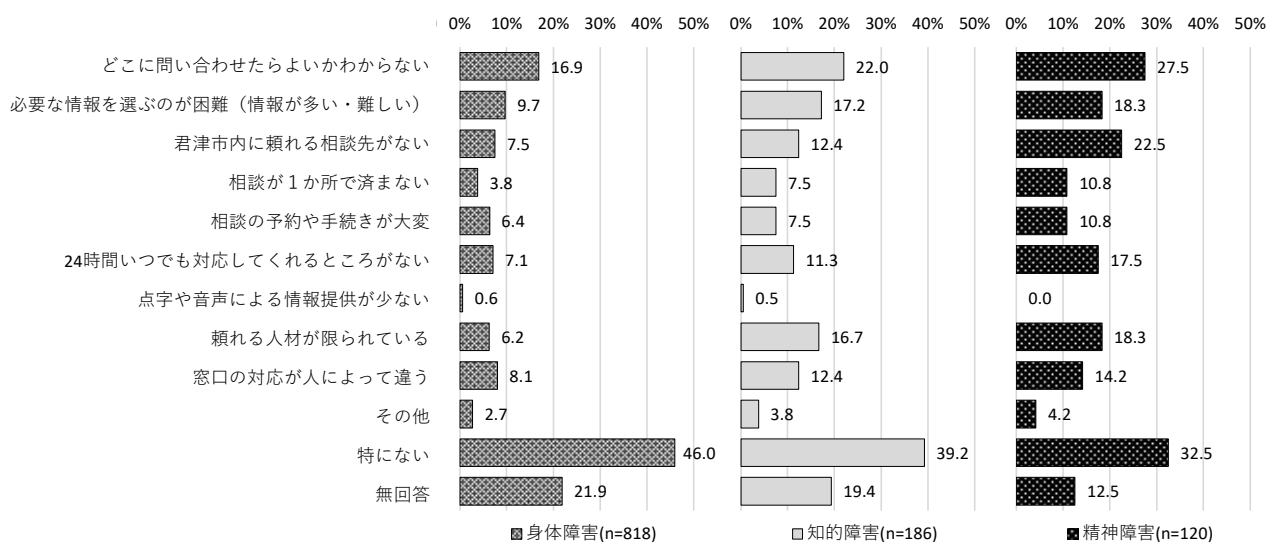
<全体>

「特にない」を除くと「どこに問い合わせたらよいかわからない」の割合が18.3%で最も高く、次いで「必要な情報を選ぶのが困難（情報が多い・難しい）」11.6%、「君津市内に頼れる相談先がない」9.1%の順となっています。



<障害別>

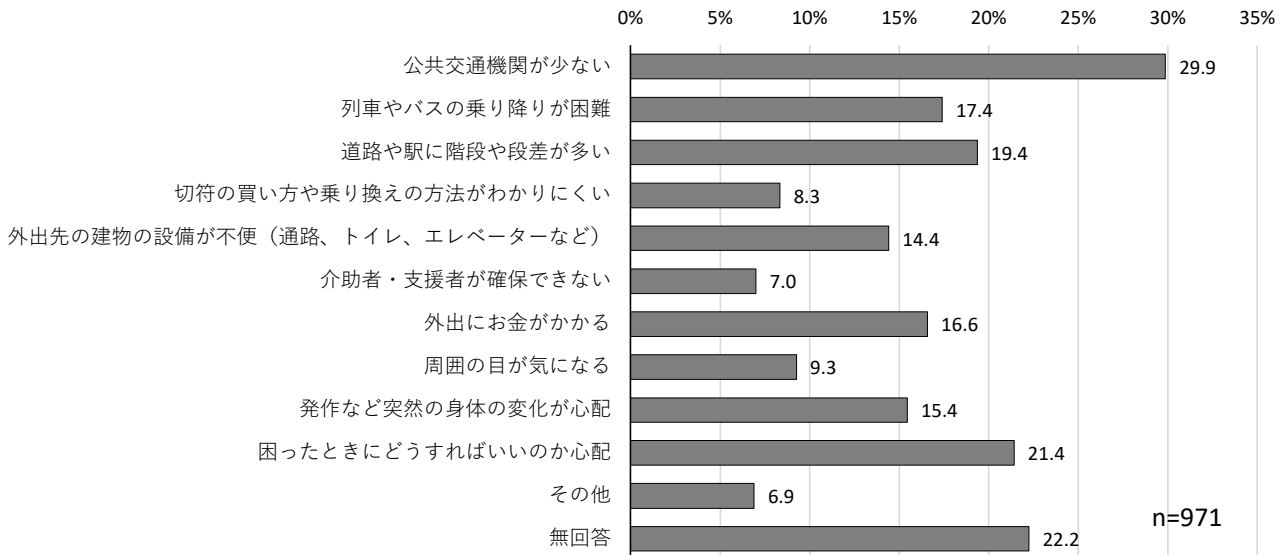
「特にない」を除くと、いずれの障害においても「どこに問い合わせたらよいかわからない」の割合が高くなっています。



エ 外出する際に困ること

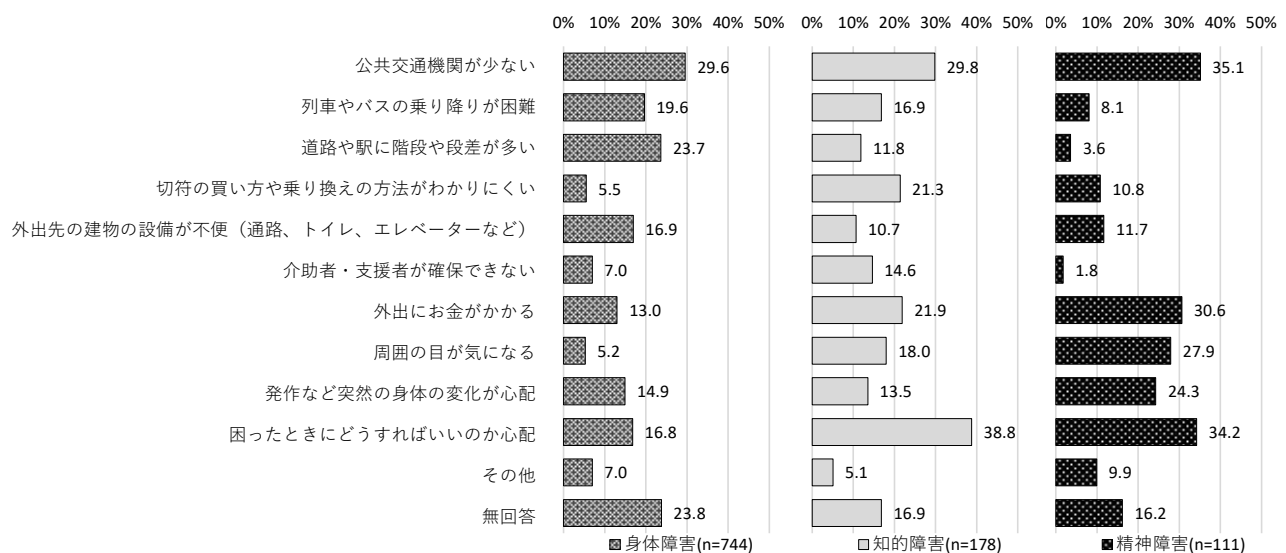
<全体>

「公共交通機関が少ない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」21.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」19.4%、「列車やバスの乗り降りが困難」17.4%の順となっています。



<障害別>

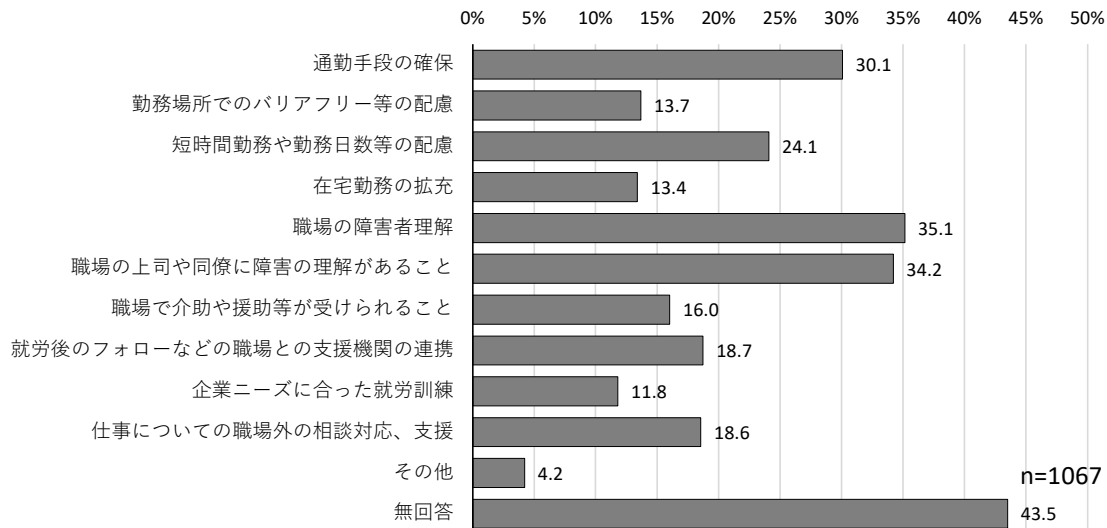
身体障害の29.6%・精神障害の35.1%の方が「公共交通機関が少ない」と、知的障害の38.8%の方が「困ったときにどうすればいいのか心配」と回答しています。



オ 必要と思う就労支援

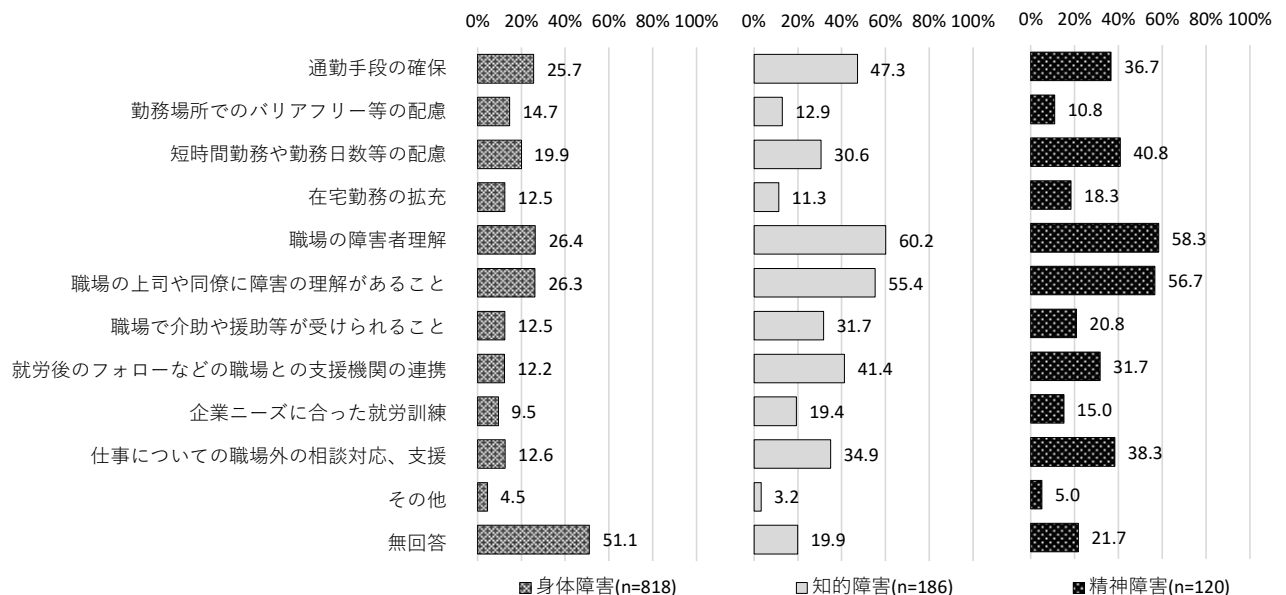
<全体>

「職場の障害者理解」の割合が35.1%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」34.2%、「通勤手段の確保」30.1%の順となっています。



<障害別>

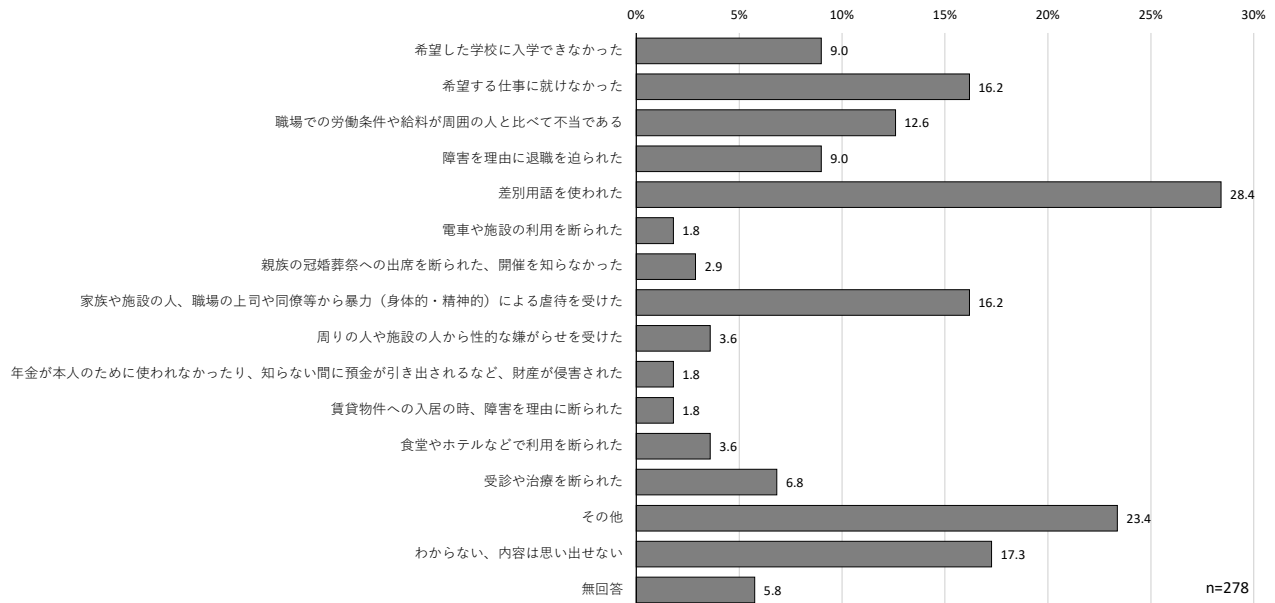
知的障害と精神障害で「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の回答割合が高くなっています。



力 嫌な思いをしたこと

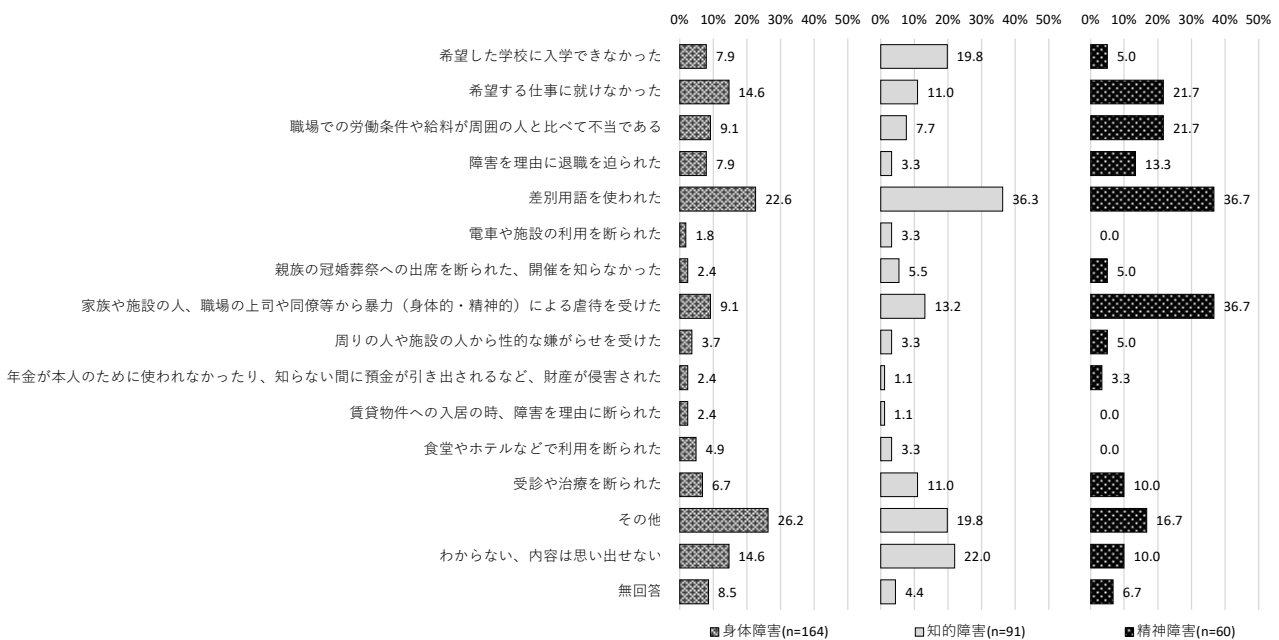
<全体>

「差別用語が使われた」の割合が28.4%と最も高く、次いで「わからない、内容は思い出せない」17.3%、「希望する仕事に就けなかった」と「家族や施設の人、職場の上司や同僚等から暴力（身体的・精神的）による虐待を受けた」が16.2%でした。



<障害別>

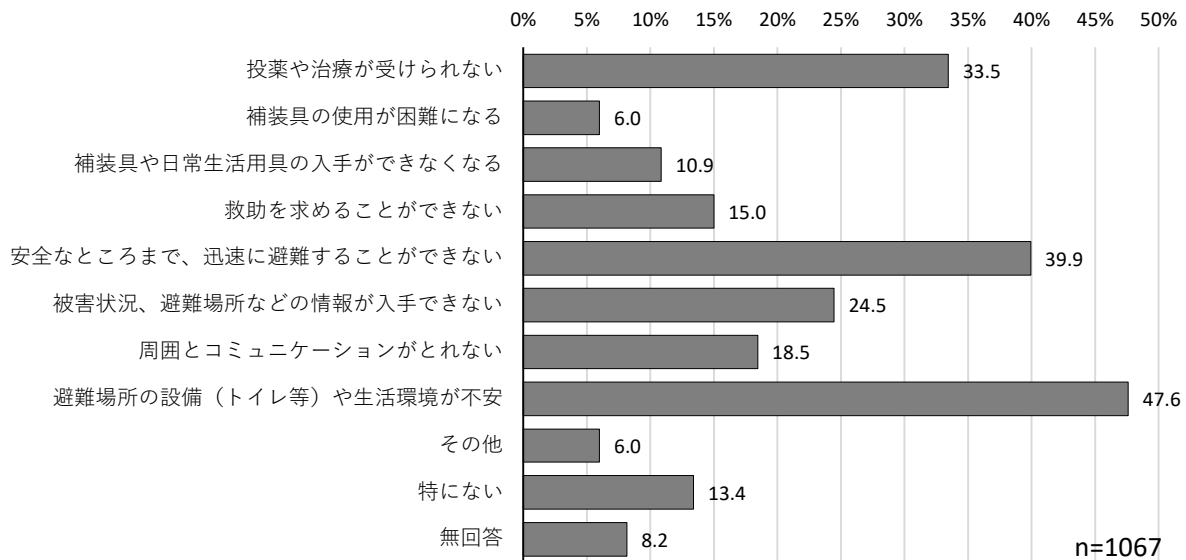
「家族や施設の人、職場の上司や同僚等から暴力（身体的・精神的）による虐待を受けた」と回答した精神障害者が、身体障害者、知的障害者に比べて多い結果となりました。



キ 災害時に困ること

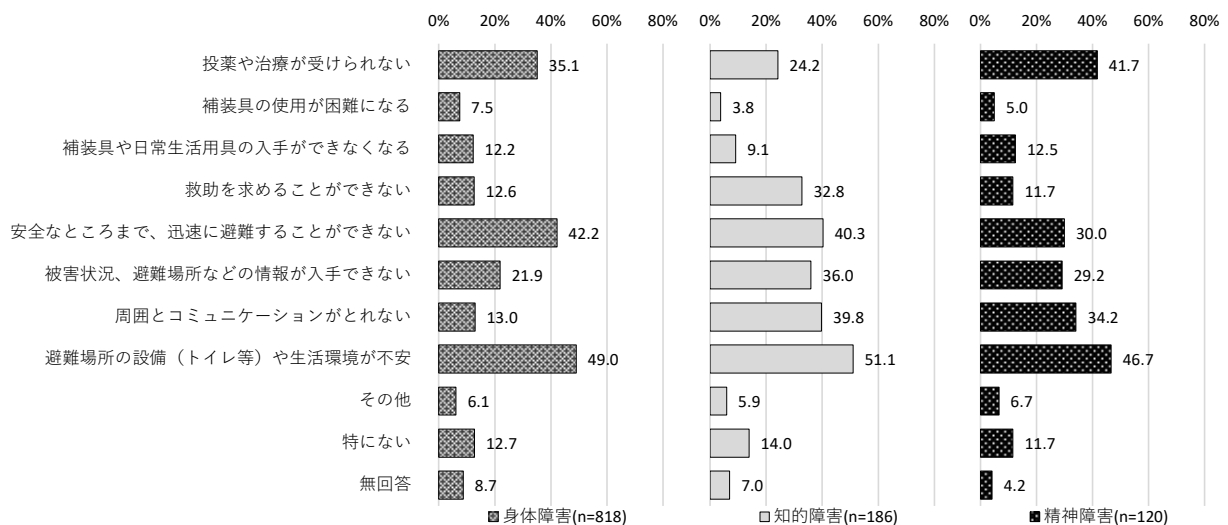
<全体>

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が47.6%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.9%、「投薬や治療が受けられない」33.5%の順となっています。



<障害別>

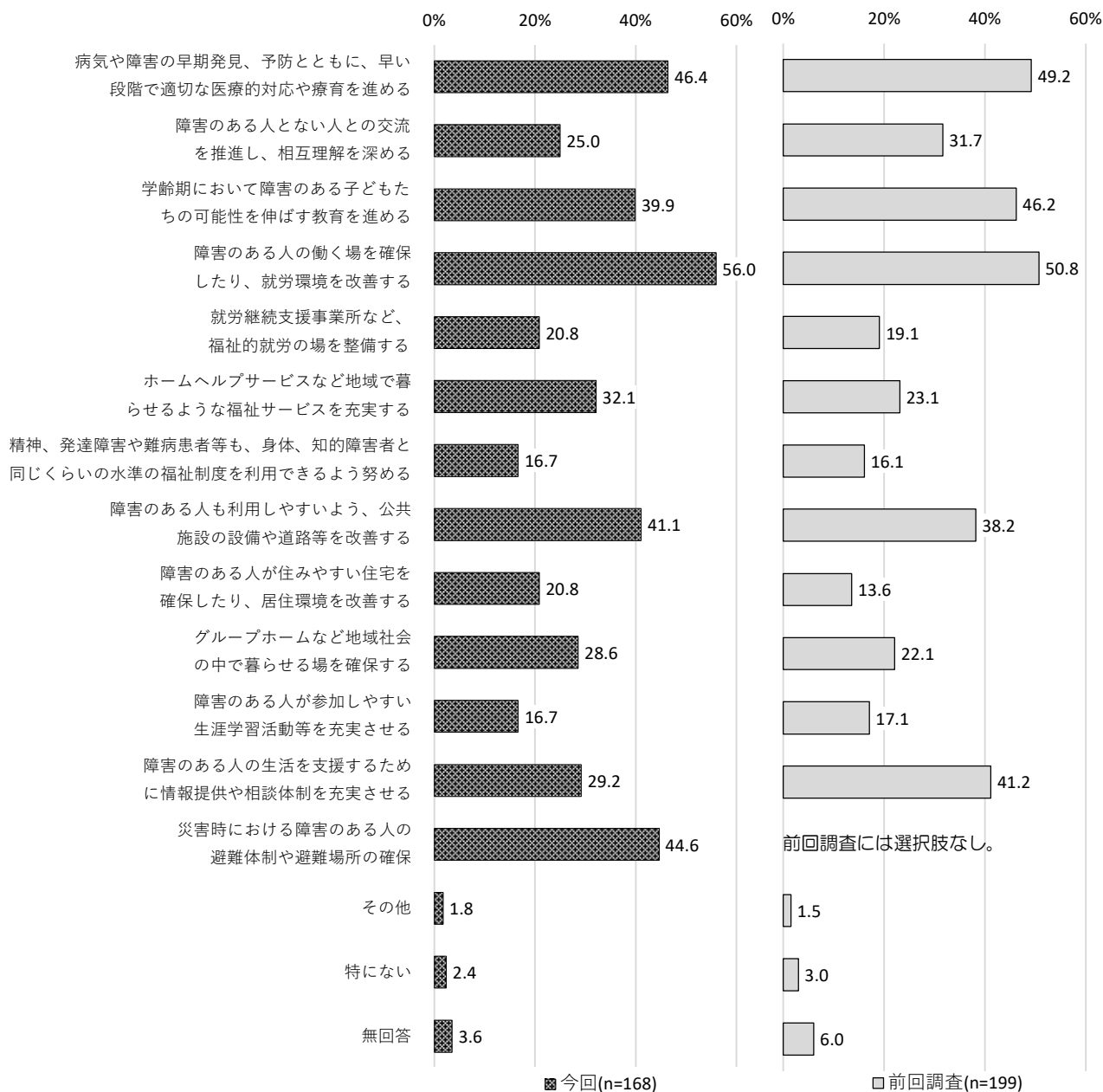
いずれの障害においても「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっています。



【18歳以上の障害のない市民への調査】（複数回答）

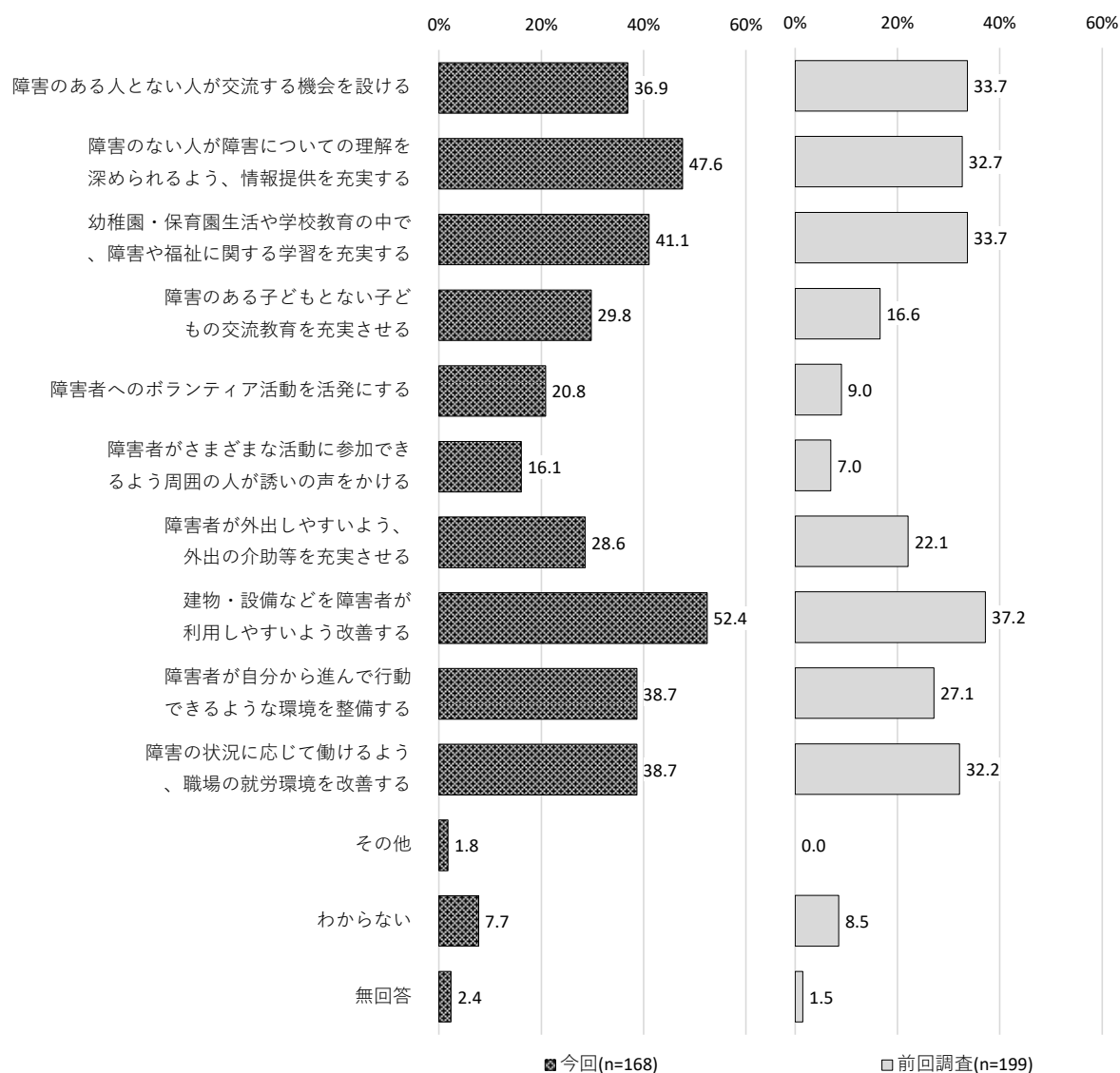
ア 障害のある人のために力を入れる必要がある施策

「障害のある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」の割合が56.0%と最も高く、次いで「病気や障害の早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」46.4%、「災害時における障害のある人の避難体制や避難場所の確保」44.6%の順となっています。



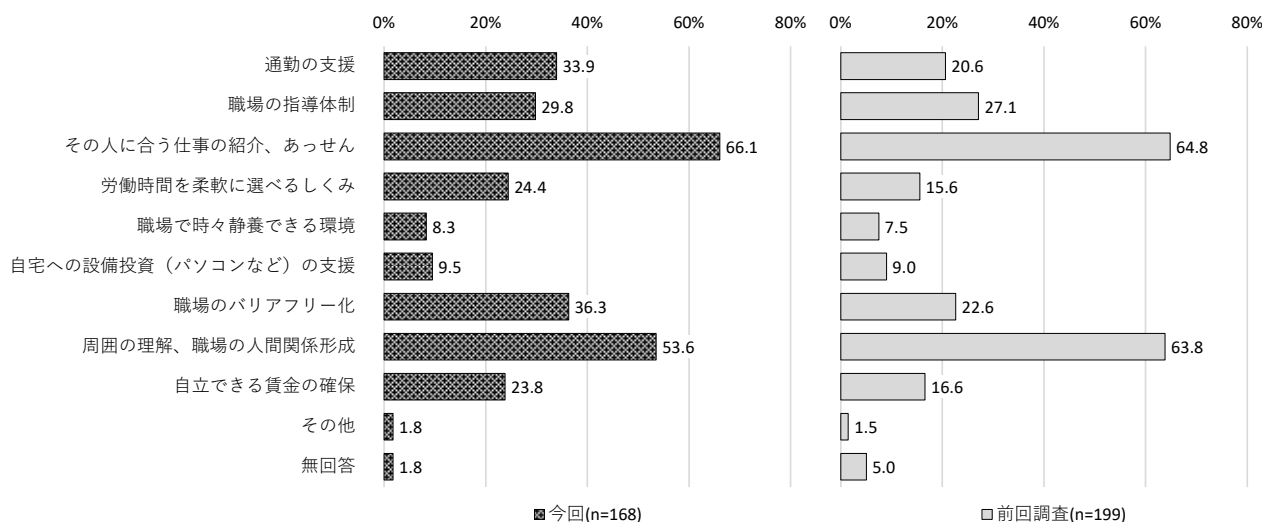
イ 障害のある人となない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくるために必要なこと

「建物・設備などを障害者が利用しやすいよう改善する」の割合が52.4%と最も高く、次いで「障害のない人が障害についての理解を深められるよう、情報提供を充実する」47.6%、「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」41.1%の順となっています。



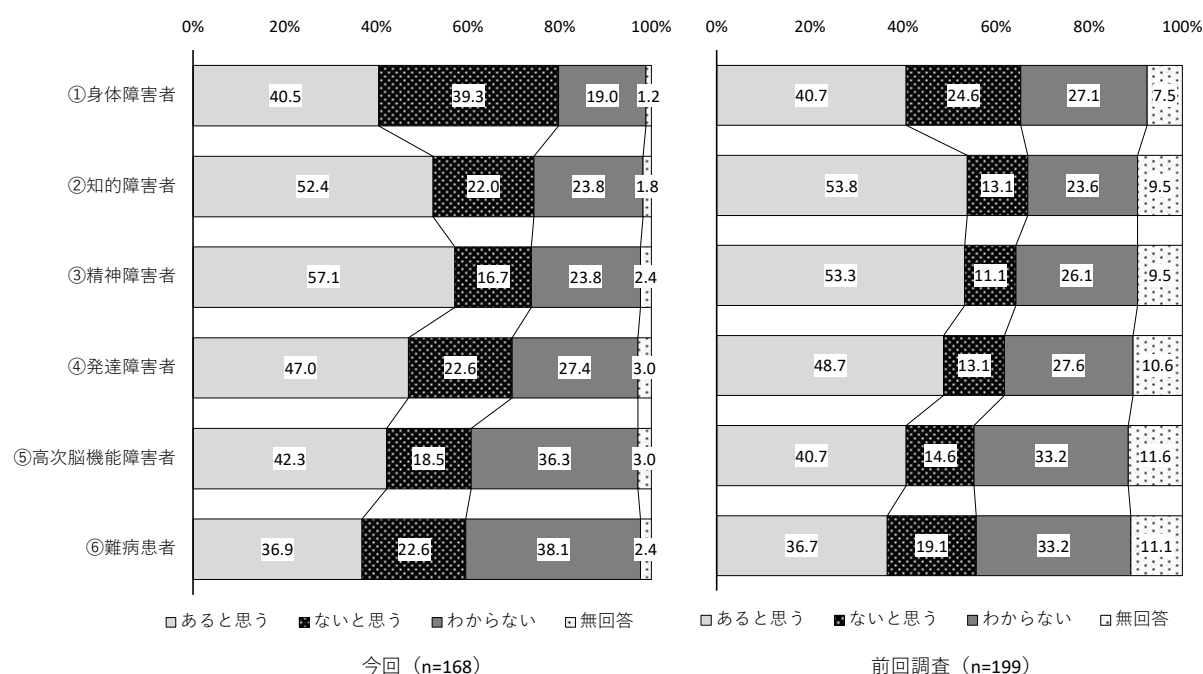
ウ 障害のある人が就労するための必要な条件

「その人に合う仕事の紹介、あっせん」の割合が66.1%と最も高く、次いで「周囲の理解、職場の人間関係形成」53.6%、「職場のバリアフリー¹化」36.3%の順となっています。



エ 地域社会での障害のある人への偏見や差別

「あると思う」の割合が知的障害者で52.4%、精神障害者で57.1%と半数を上回っています。その他の種別でも3割以上の方が「あると思う」と回答しています。

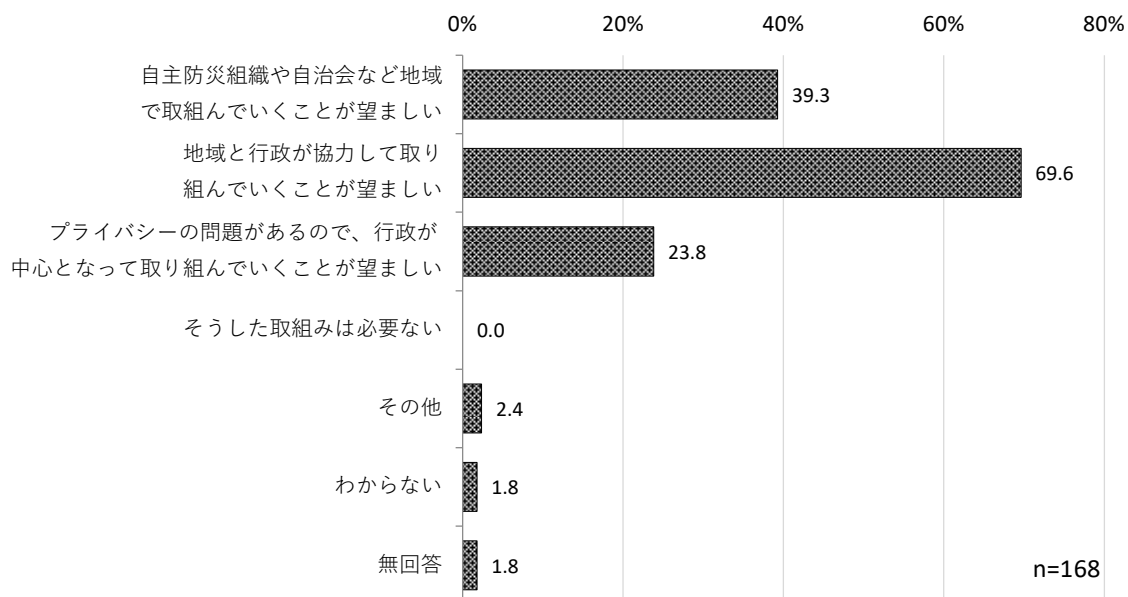


¹ バリアフリー

障害者や高齢者等が移動したり施設を利用したりする上で、バリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。

オ 災害時に自力で避難できない障害のある人に対する支援

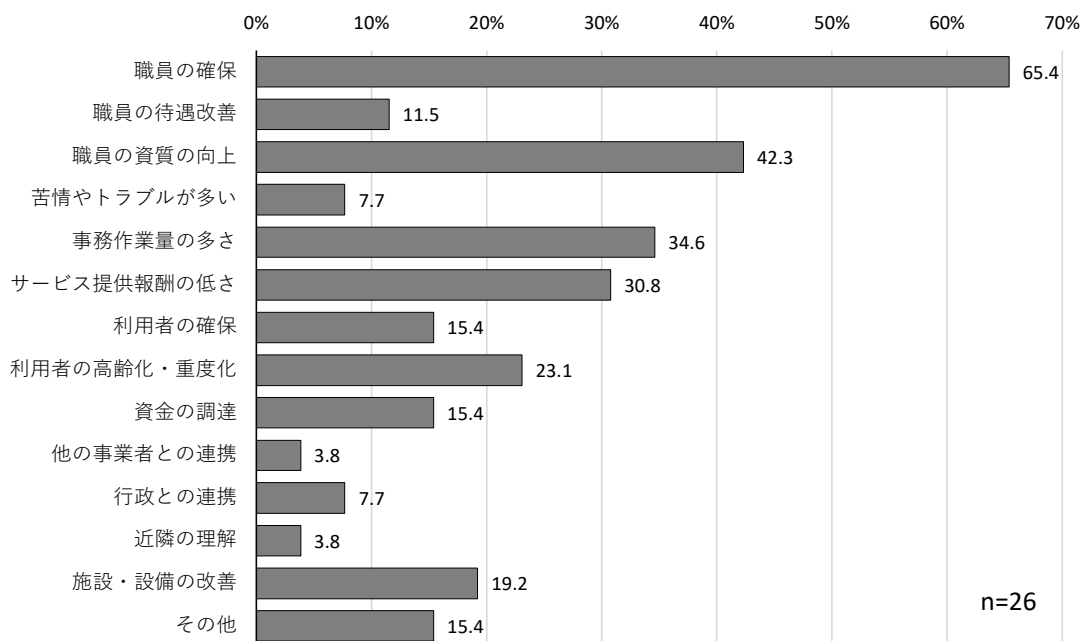
「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」の割合が69.6%と最も高く、次いで「自主防災組織や自治会など地域で取り組んでいくことが望ましい」39.3%の順となっています。



【市内の障害福祉サービス提供事業者への調査】 （複数回答）

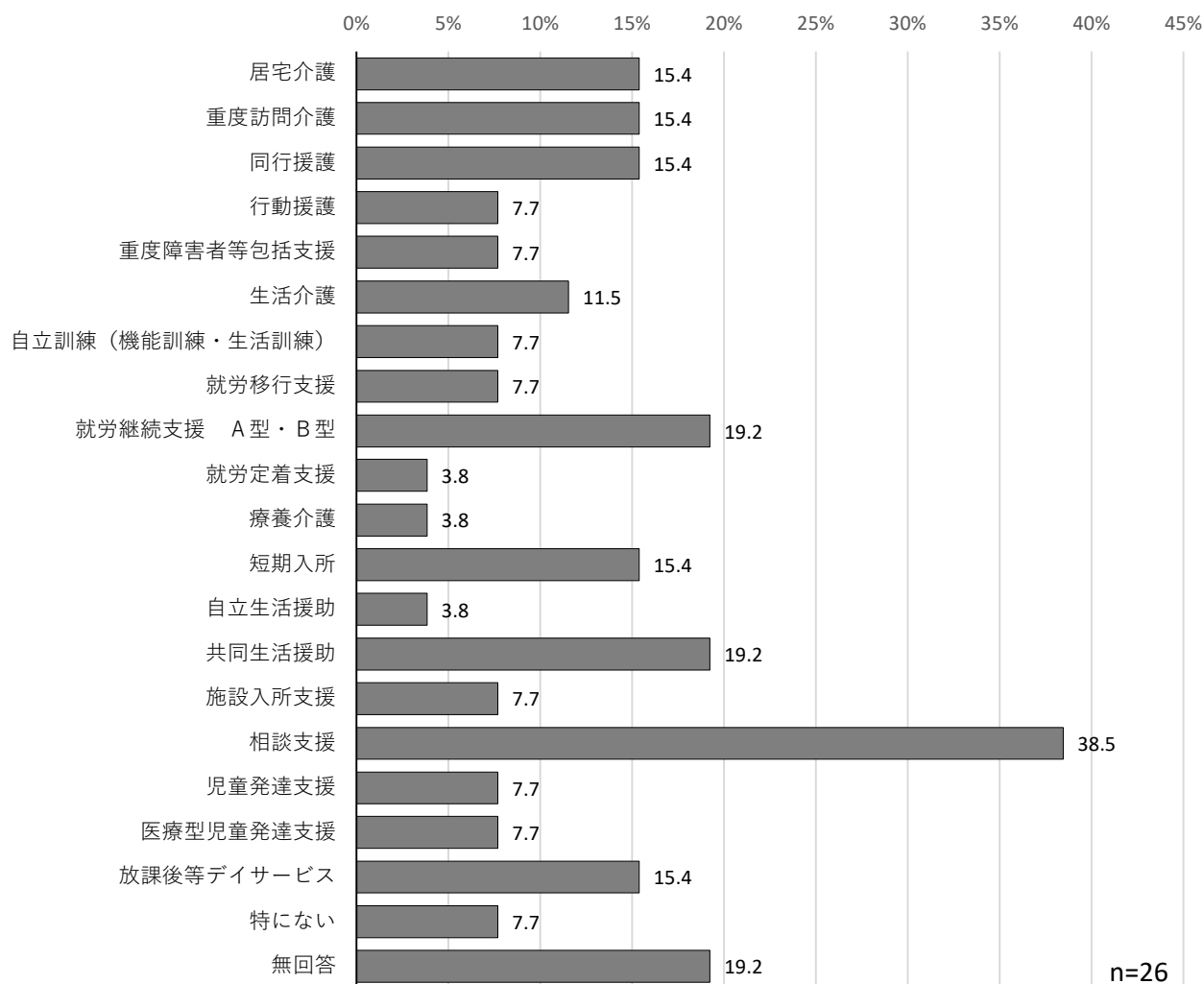
ア 事業運営上の課題

「職員の確保」の割合が65.4%と最も高く、次いで「職員の資質の向上」42.3%、「事務作業量の多さ」34.6%の順となっています。



イ 不足している支援やサービス

「相談支援」の割合が38.5%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型・B型）」と「共同生活援助」の割合がそれぞれ19.2%となっています。





第3章 障害者基本計画

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、障害のある人が地域社会の一員となり、自分らしく生きていくことができる社会となることを目指し、「希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会 きみつ」とします。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図り、障害のある人の自己決定が尊重され、社会の中でいきいきと暮らしていけるまち、地域共生社会の創生を目指してまいります。

また、最上位計画である「君津市総合計画」においてもこの基本理念を反映させて障害福祉施策の推進に取り組み、社会情勢やニーズの変化等に伴う新たな課題等には、柔軟に対応してまいります。

き ぼう

希望にあふれ、みんなが共に支え合い、

とも ささ あ

つく

あ

ち い き きょうせいしゃかい

創り上げる地域共生社会 きみつ

・ ・ ・

市では、この「基本理念」を実現するため、以下の3つを計画の基本的視点として「基本目標」を設定し、本計画を推進していきます。

1 多様性を尊重し、いつまでも自分らしく暮らせるまち

2 誰もが地域社会の一員となり、共に支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくり

3 すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルなまちづくり

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとします。

基本目標1

サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

障害福祉サービスの多様化が進む中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に入れ、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質を向上させる体制を構築してまいります。また、障害のある人が、住み慣れた地域の中で、その人らしく自立して生活していけるよう、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援¹するため、相談支援体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を促進します。

基本目標2

地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

地域生活を希望する障害のある人が、入所施設²等から地域生活に移行して定着する支援や、就労等を支援するため、関係機関と連携を図りながら、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。また、障害のある人の個性や能力を発揮できるよう、文化、芸術、スポーツ等を「する」・「観る」・「支える」機会を確保して、生涯学習の充実に努めるとともに、障害者関連団体等や障害のあるアスリート、芸術家等を支援してまいります。

¹ 意思決定を支援（意思決定支援）

知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

² 入所施設

障害者総合支援法第5条で定められた施設入所支援サービスを提供する、障害者の生活を支援する施設。主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。

基本目標3

障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

障害の早期発見から自立のためのリハビリテーションに至るまで、切れ目のない一貫した支援体制の確立・強化と、重度の心身障害児支援体制を充実させるため、事業所の確保に努めます。

障害のある子どもたちが地域社会に参加し、包容（インクルージョン）により自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や強化に努めるとともに、児童発達支援センター¹や保育園等訪問支援などによる重層的な地域支援体制の構築を目指します。

そのために、障害のある子どもやその家族、さらには学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズ等に応じた教育環境づくりに努めます。

また、学校・家庭における心豊かな生活を実現するため、福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援をしてまいります。

基本目標4

安全で安心なまちづくりの推進

障害のある人のうち、判断能力等が十分でない方は、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすいため、安心した日常生活を送れるよう、その権利の擁護に努めるとともに、防犯体制の充実を図ります。また、災害発生や感染症拡大に強いまちづくりを推進します。

保健・医療機関をはじめ関係機関が連携しながら、障害のある人のライフステージ²に応じた、保健・医療の提供体制を整備するとともに、障害のある人が安心して生活していくことができるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

¹ 児童発達支援センター

障害児への療育（日常生活における基本的な動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援）やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

² ライフステージ

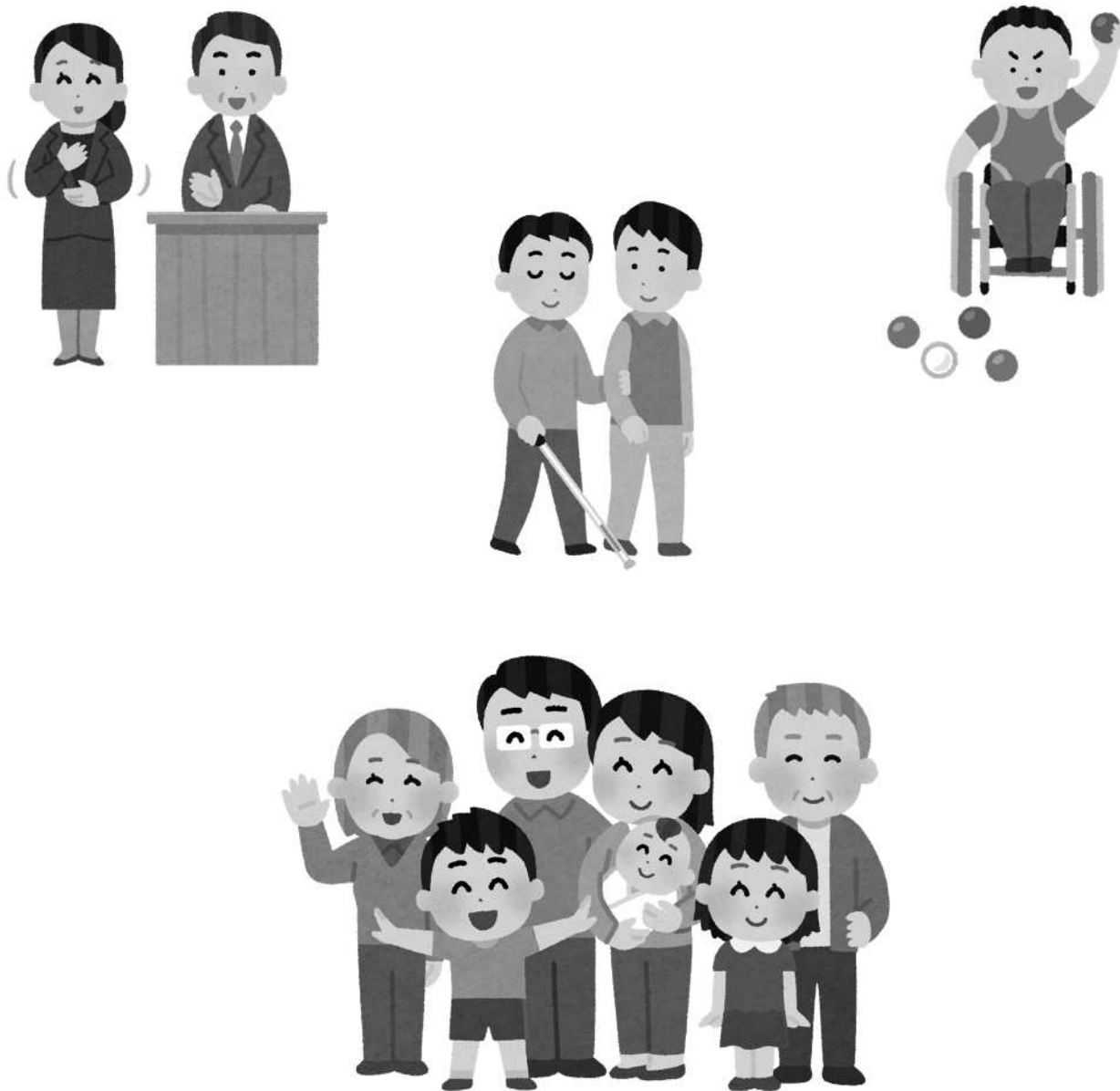
人間の一生における幼少期、児童期、青年期等、それぞれの段階のことをいう。

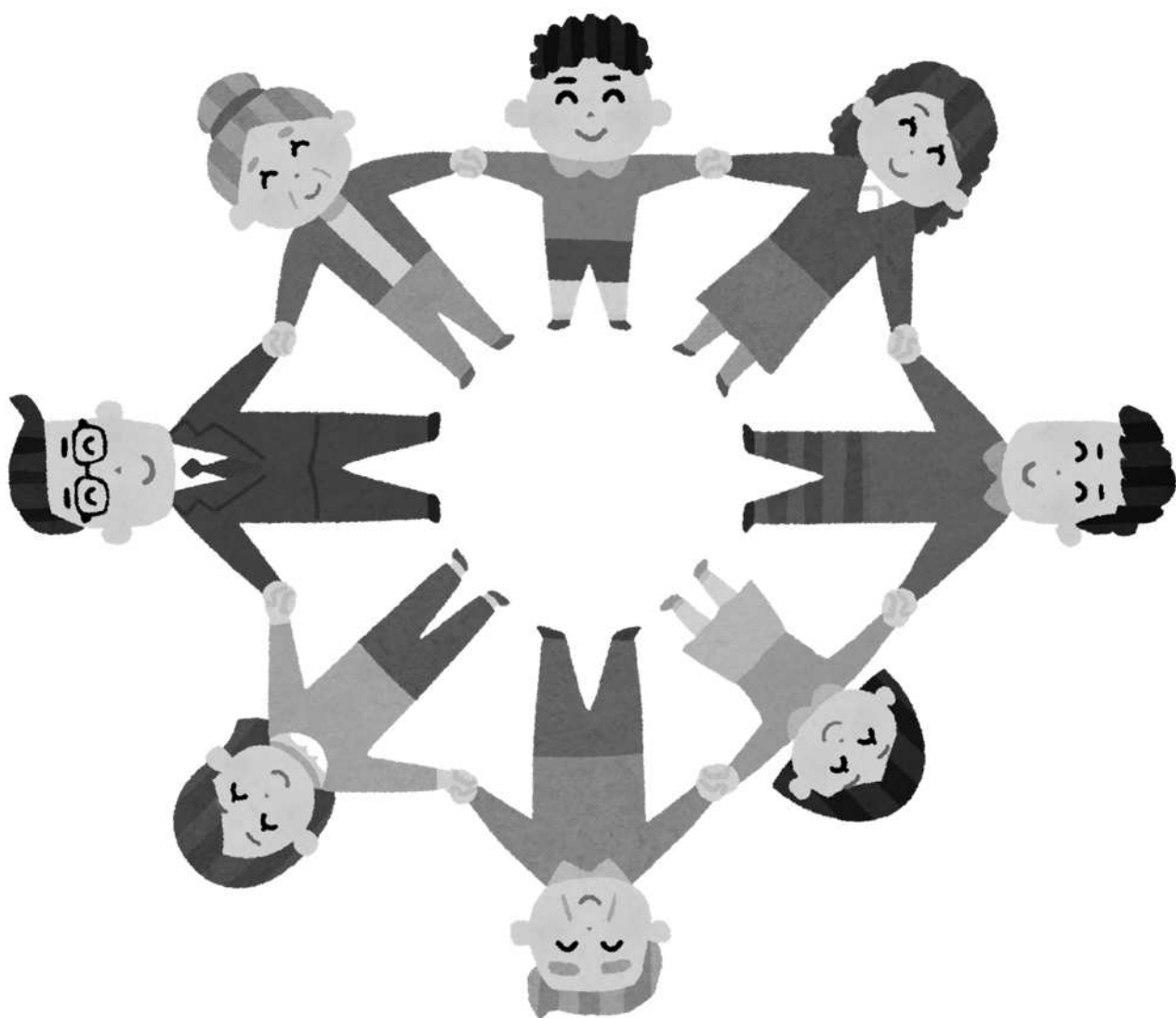
基本目標5

障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

全ての人々が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために、「人にやさしいまちづくり」を構築することや、視覚、聴覚などに障害のある人のためのコミュニケーション手段、移動手段の確保に努めます。

また、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動を行うことで障害や依存症への理解を深く浸透させるとともに、福祉意識の充実に努めることで「福祉の心」や「支え合いの社会」を創るなど、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進してまいります。





3 施策の体系

【基本理念】

希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会 きみつ

【基本的視点】

- すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルなまちづくり
- 誰もが地域社会の一員となり、共に支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくり
- 多様性を尊重し、いつまでも自分らしく暮らせるまち

【基本目標】

基本目標 1
サービス提供体制を充実
自己決定の尊重と意思決

基本目標 2
地域生活への移行と定着
社会参加を促進

基本目標 3
障害のある子どもが自分
できる、切れ目のない支

基本目標 4
安全で安心なまちづくり

基本目標 5
障害のある人への理解を
支え合う地域共生社会の

★ 本計画において重点的に取り組む施策

【施策の推進方向】

させ、 定を支援	1 障害福祉サービスの充実 2 地域生活支援事業の充実 3 相談支援体制の構築 ★ 4 情報提供体制の充実
を支援し、	1 地域生活への移行支援 2 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実） 3 地域支援体制の強化 4 発達障害者とその家族の支援 5 社会参加を支える取組 6 就労の促進・充実 ★ 7 スポーツ・文化活動の充実 8 コミュニケーション・移動支援施策の充実
らしく成長 援体制の構築	1 障害児の健やかな育成のための発達支援 2 療育支援体制の充実 ★ 3 障害児教育の充実等 4 卒業後の進路対策の充実 5 相談支援提供体制の強化
の推進	1 保健・医療施策の推進 2 災害や感染症対策の充実 ★ 3 防犯対策の充実 4 生活支援のための施策の充実
深め、ともに 実現	1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進 2 権利擁護のための施策の充実 3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い 活動の推進 ★ 4 依存症対策の推進

4 障害者施策の総合的展開

基本目標1

サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

1 障害福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

障害福祉サービスは、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で実施されています。障害の種別や区分、介護者、居住状況、サービス利用に関する意向などの勘案すべき事項とサービス等利用計画¹を踏まえ、個々に合ったサービスを提供する必要があります。

なお、障害のある人が増加傾向にあるため、サービスの需要が年々高まっていくことが予想されることや、サービスの利用ニーズが多様化していることから、障害のある人が真に希望するサービスの提供体制を確保するとともに、質の向上に取り組んでいく必要があります。

これまでの取組

障害者アンケートでの意向や実績を基に、障害福祉サービスの見込量を検討し、障害福祉サービス提供事業者と連携して、障害のある人への支援の充実に努めています。

アンケート

障害福祉サービスの利用について、「利用している」に比べ「今後利用したい」の回答割合が障害の各種別で共通して高くなっています。

また、これからの生活で不安に思うことについては、「自分の健康のこと・障害のこと」の割合が最も高く、次いで「経済的なこと」「自分が高齢になってからのこと」「介助・支援してくれる人のこと」の順となっています。

¹ サービス等利用計画

障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。



施策の方向

(1) 障害福祉サービスの提供体制の充実

障害のある人のニーズに応じた障害福祉サービスの提供や支援を行います。

※障害福祉サービスの実績及び見込量は第4章に記載

【主な施策・事業】

障害福祉サービス費支給事業（訪問系サービス）	担当課
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援などの訪問系サービスの利用を促進し、障害のある人の自宅での生活を支援します。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（日中活動系サービス）	担当課
障害のある人の日中活動や就労の場として、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所（ショートステイ）などの各種サービスの利用を支援します。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（居住系サービス）	担当課
障害のある人の居住の場を提供し、介護を行うほか、日常生活を支援するため自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援を行います。	障害福祉課

(2) 障害福祉サービスの円滑な運営体制

障害のある人やその家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス提供事業所等との連携をもとに、円滑な制度運営を目指します。

【主な施策・事業】

サービス提供基盤の整備推進	担当課
サービス提供事業所への助言や支援を行うことで、質・量ともに充実したサービス提供体制の整備に努めます。	障害福祉課
君津市障害者地域自立支援協議会における検討	担当課
障害者地域自立支援協議会の本会、専門部会の機能強化に向けて、関係機関の連携体制を強化し、地域の課題解決・情報共有・地域ネットワークの構築など、障害者福祉のシステムづくりを推進します。	障害福祉課

2 地域生活支援事業¹の推進

現状と課題

地域の中で障害のある人が自立した日常生活、社会生活を送るためには、障害福祉サービスだけではなく、その人が有する能力や特性に応じたサービスや支援を行うことが必要です。

これまでの取組

地域ごとの実態や障害のある人の状況を踏まえ、柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施しています。障害のある人の福祉の増進を図ることで、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

アンケート

障害のある人が地域で生活するための必要な支援として、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」が挙げられています。

施策の方向

(1) 地域生活支援事業の提供体制の充実

障害のある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの提供、支援を行います。

※障害福祉サービスの実績及び見込量は第4章に記載

¹ 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、県や市が、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効果的・効率的に実施する事業。

【主な施策・事業】

地域生活支援事業（必須事業）	担当課
相談支援の実施・成年後見制度 ¹ の利用支援・聴覚・意思疎通支援・日常生活用具の給付・移動支援・地域活動支援センター ² の事業委託や事業者への補助等を行うことで、障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を営むための支援をします。	障害福祉課
地域生活支援事業（任意事業）	担当課
重度身体障害者（児）の居宅に移動入浴車を派遣するほか、職親制度・日中一時支援・身体障害者に対する自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得費助成を行うことで、地域生活の充実を推進します。	障害福祉課



¹ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等のため判断力が不十分で、自分ひとりでは契約や財産の管理等をすることが難しい方が財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約等で権利を侵されたり不利益を被ることがないよう、本人の代わりをする契約代理人を選任したり、誤った契約を取り消すようにすることができる保護・支援する制度。家庭裁判所が成年後見人等（その方の権利を守る援助者）を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人等を選んでおく任意後見制度がある。社会福祉法人や特定非営利活動法人等の法人が成年後見人等になることもできる。

² 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る通所施設で、障害者の地域生活を支援する施設。

3 相談支援体制の構築 ★

現状と課題

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、その人や家族が抱える複合的な課題の解決や、サービスの適切な利用を支えるための相談支援体制の構築が不可欠です。

これまでの取組

障害者総合支援法に規定する相談支援事業として、専門的な相談にも対応できるよう総合相談窓口を2か所で実施しています。

そのうち1か所は市内にあり、24時間体制での障害の相談支援を、事業委託により実施しています。

もう1か所は袖ヶ浦市にあり、精神障害のある人の相談支援を君津圏域の4市（君津・木更津・富津・袖ヶ浦）共同による事業委託で実施しています。

アンケート

障害のある人が現在利用している、又は今後使用したいサービスについて「相談支援」と回答した人が最も多く、障害福祉サービス事業者向けアンケートにおいては、「相談支援」が将来的に不足するサービスであると回答しています。

施策の方向

（１）身近な相談窓口の充実等

障害のある人やその家族が気軽に相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、相談支援体制を充実させることが重要です。また、増大するニーズ、多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備が重要です。

障害者総合支援法で規定されている、地域における相談支援の中核的な役割を担う、「基幹相談支援センター¹」の整備について検討を進め、相談支援体制の強化を図ります。

¹ 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。また、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止を行う。

【主な施策・事業】

相談支援事業	担当課
障害者総合支援法に規定する相談支援事業として、障害者からの相談に応じる総合的な相談窓口を実施しています。 市内1か所で、24時間体制の障害者等の相談支援を事業委託により実施しています。 袖ヶ浦市で1か所、精神障害者を主とする相談支援を君津圏域（君津・木更津・富津・袖ヶ浦）の4市共同事業委託により実施しています。	障害福祉課

（２）地域での相談活動の充実

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置するとともに、広報や市ホームページ等で周知します。

【主な施策・事業】

身体及び知的障害者相談員設置事業	担当課
障害のある人や保護者等からの相談に応じ、必要な指導や助言を行うほか、障害者の地域活動の推進、関係機関に対する協力などを行います。 身体障害者相談員（４名） 知的障害者相談員（２名）	障害福祉課

（３）障害者ケアマネジメント¹体制の充実

障害福祉サービスを適切に利用するために、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画²」の作成を推進します。

【主な施策・事業】

障害福祉サービス費支給事業	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人が必要とするサービスを把握し、サービスの提供や支援を行います。	障害福祉課

¹ ケアマネジメント

福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐこと。

² 障害児支援利用計画

障害のある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。

4 情報提供体制の充実

現状と課題

障害のある人が地域の中で自立生活を続けていくためには、障害福祉サービスや支援等の正確な情報を、いつでも入手できる環境を整え、その人に合ったサービスを選択できる体制にすることが必要です。

また、視覚、聴覚、言語に障害のある人などは、情報の収集や利用においてバリア(障壁)を感じることもあるため、それらに配慮した情報提供体制を整備することが必要です。

これまでの取組

障害のある人が容易に情報を入手できるよう、市ホームページや広報などによる情報周知に取り組み、分かりやすい表現や音声、音訳など障害の状況に応じた情報提供に努めています。

アンケート

障害のことやサービス等の情報入手先を「市や県などの広報」「本・新聞・雑誌、テレビ・ラジオ」としている人が多い一方で、「情報はほとんど知らない」と回答した人が17.8%いました。

施策の方向

(1) 情報提供の際の配慮

障害福祉サービスや、各種制度の内容について、市ホームページや福祉のしおりで情報提供し、掲載内容を頻繁に更新するほか、充実した内容にしていまいります。

視覚障害のある人には、音訳や音声コード等、配慮した媒体の確保に努めます。

わかりやすい表現や、漢字へのルビ等、障害の特性への配慮に努めます。

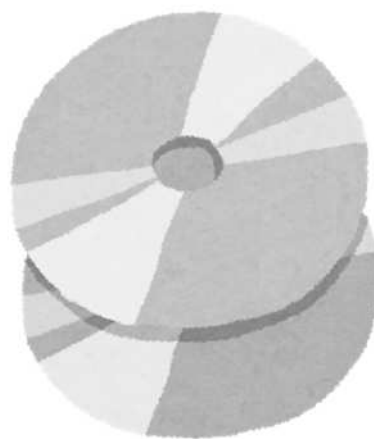
【主な施策・事業】

ホームページ管理運営事業	担当課
障害のある人が支障なく利用できるよう、トップページのメイン画像の表示や、図を使ったアイコンによる分類表示を行うなど、アクセシビリティ ¹ に配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報などの幅広い情報を多くの人に提供します。 また、災害発生などの緊急時にも、迅速かつ安定した情報提供ができるサイトを構築します。	政策推進課

¹ アクセシビリティ

「利用しやすさ」「近づきやすさ」という意味。施設、設備、サービス、情報等を、障害者や高齢者等を含む誰もが不自由なく利用できるような度合いを測る言葉として使用される。

「声の広報」の作成	担当課
広報きみつの音訳版CDを作成し、視覚障害のある人が、市政情報や、イベント情報等を入手する手段の「声の広報」を、無償で郵送配布します。また、中央図書館でのCD貸出しや、市ホームページでの配信も行います。	政策推進課



基本目標2

地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

1 地域生活への移行支援

現状と課題

国では、障害のある人の自立支援の観点から、施設に入所している人や、病院に入院している人たちを地域生活に移行し、そこでの生活を継続する際や、就労支援をするための、サービス提供体制を整備するとともに、障害のある人の生活を、地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の社会資源を、最大限に活用することを、推進しています。

障害のある人の、地域における自立生活を支援するためには、相談支援事業の充実や障害の特性・区分に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、サービスの提供体制を整備することが重要です。

また、障害の重度化や高齢化に伴い、求められるサービスが変化しており、介護保険サービスとの共生型施設¹など、障害や生活の状況に応じた適切なサービス提供体制の整備が必要になります。

これまでの取組

障害のある人の地域生活への移行を支援するため、地域生活における課題を把握し、関係機関等との連携やサービス提供事業者の協力のもと、日常生活などの支援をしてきました。

アンケート

障害者アンケートで、福祉施設に居住している方や、病院に入院中の方は、将来生活したい場所について「今のまま生活したい」と希望しています。次いで「家族と一緒に生活したい」「グループホームなどを利用したい」の順となっています。

また、地域生活のための必要な支援については、「経済的負担の軽減」、「在宅サービスの利用」、「在宅で受ける医療ケア」、「障害者に適した住居の確保」などがありました。

¹ 共生型施設

ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等、介護保険サービスと障害福祉サービスの相互に相当するサービスを一体的に提供する施設。

施策の方向

(1) 地域生活移行への支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスや、地域生活支援事業、市の単独事業など、障害のある人が地域生活を安心して送るために必要とするサービスを選択し、利用できる体制の整備を図ります。

【主な施策・事業】

障害福祉サービス費支給事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人が必要とするサービスを把握し、サービスの提供や支援を行います。	障害福祉課

(2) 地域自立生活の支援・促進

多様化するニーズに適切に対応し、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組を推進します。

【主な施策・事業】

障害福祉サービス費支給事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人が必要とするサービスを把握し、サービスの提供や支援を行います。	障害福祉課
補装具費支給事業	担当課
障害のある人の就労、就学、その他日常生活の能率向上や利便性を図るため、補装具購入費や貸与費用及び修理費用の一部を助成します。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業	担当課
在宅の障害者（児）の日常生活の利便性向上のため、日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	担当課
65歳以上の方に対して、保険給付適用外等のはり・きゅう・マッサージ施術費用の一部助成などを行います。	高齢者支援課

(3)「日中活動の場」の充実

サービス利用者数が増加していくことが見込まれるため、サービス提供事業者に対して事業拡大等を促進することで、必要なサービス量の確保につなげます。障害のある人の日中活動となる、「生活介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」などの日中活動の機会や場の利用を促進します。

【主な施策・事業】

障害福祉サービス費支給事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人が必要とするサービスを把握し、サービスの提供や支援を行います。	障害福祉課



2 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

現状と課題

障害のある人が住み慣れた住まいで、引き続き生活するための支援が必要です。自ら選択した住まいで安心して暮らせるための施策の推進や本人の生活能力を向上させる支援の充実が重要です。

医療的ケア等の、専門的な支援が必要な人が、安心した地域生活を送るための、環境づくりが望まれています。

これまでの取組

障害のある人の在宅生活の利便性を高めるため、住みやすい住宅に改修するための費用の一部を助成しています。

アンケート

地域で生活するための必要な支援を「障害者に適した住居の確保」と回答した人が多く、これからの生活で不安に思うことについて、「住まいや生活の場所のこと」とであるとした人が多くいました。

施策の方向

（１）住宅のバリアフリー化の促進

障害のある人の在宅生活の利便性向上のため、日常生活用具給付事業による手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修費を助成することで、既存住宅が住みやすくなるよう支援します。

【主な施策・事業】

日常生活用具給付等事業（再掲）	担当課
在宅の障害者（児）の日常生活の利便性向上のため、日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課

（２）グループホーム等への支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が希望するグループホームに入居して自立するために、グループホーム等の運営費助成や、入居者への家賃補助等の支援を行います。

【主な施策・事業】

グループホーム等運営費助成事業	担当課
グループホームを運営する事業所に対し、その運営費の一部を助成します。	障害福祉課
グループホーム等入居者家賃助成事業	担当課
グループホーム等に入居している障害のある人に、家賃の一部を助成します。	障害福祉課
知的障害者生活ホーム ¹ 運営費助成事業	担当課
千葉県生活ホーム運営事業実施要綱に基づき生活ホームを運営する者に対し運営費を助成することで、知的障害のある入居者が日常生活及び社会適応に必要な援助を受けやすくします。	障害福祉課



¹ 生活ホーム

福祉作業所等に通所し、または就労している知的障害のある人に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するとともに、障害のある人の緊急一時保護を行うことを目的とした施設。

3 地域支援体制の強化

現状と課題

障害のある人が地域生活へ移行するにあたり、安心して自立した生活をするための支援を継続して行う地域支援体制の推進が重要な役割となっています。

今後、障害のある人の重度化・高齢化等を見据えた地域支援体制の強化が必要です。

これまでの取組

障害のある人やその家族からの相談に対して、丁寧な対応を心がけ、不安が解消されるよう、寄り添った対応をしています。

アンケート

18歳以上の障害のない市民アンケートでは、障害のある人と接することがある人の割合は半数を超えていますが、接したことがない人が3・4割いました。

また、障害のある人が困っているのを見かけたときの行動について、「困っている人に頼まれて対応したことがある、またはできると思う」の割合が最も高く、次いで「自ら声をかけ、困っていることについて手伝ったことがある、または手伝えると思う」「できることはあると思うが、なかなか行動には移せないと思う」の順となっています。

施策の方向

(1) 地域生活支援拠点等¹の整備

国で掲げる、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う、「相談」「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を担う地域生活拠点等の整備に取り組みます。

¹ 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。地域生活支援拠点は、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。

※ 多機能拠点整備型：各地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホーム、または障害者支援施設に付加した拠点。

※ 面的整備型：地域生活支援拠点等に求められる各役割を、ひとつの機関に集中させるのではなく、地域の資源や既存のサービスをネットワーク化させることにより整備する方法のこと。

4 発達障害¹者とその家族の支援

現状と課題

発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに、適切な方法による支援を受けることが重要です。また、発達段階に応じた療育や教育を継続して提供できる体制整備が望まれています。

一方で、子どもの障害の受容や、相談に行くまでの心理的な整理に時間を要する保護者も多く、家族に寄り添った支援が求められています。

これまでの取組

乳幼児健康診査の充実とともに、安心して相談できる「子育て世代包括支援センターすこやか親子サポート『つみき』」を開設しました。また、千葉県君津健康福祉センター（保健所）や千葉県君津児童相談所などの関係機関等との連携に取り組みしました。

アンケート

18歳以上の障害のない市民アンケートでは、障害に関することについて、「学んだことはない」の割合が半数近くありました。また、発達障害のある人との関わり方について「学んだことがある」の割合は、7.7%でした。

施策の方向

（1）発達障害者の早期発見・早期支援

発達に不安のある子どもの早期発見・早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業、保育園等との一体的な支援、児童発達支援センターを中心とした総合的な支援体制を整備してまいります。

なお、発達に障害のある子どもの保護者が抱える子どもの育てにくさや、育児困難の課題が解消され、保護者の子どもに対する否定的な視点（困った子、できない子）が、肯定的な視点（ここまではできる、子どもなりに頑張っている）に変化し、子どもの行動を適切に捉えられるようになるための支援はとても重要であることから、保護者を対象とする障害児への対処方法を考えることや、行動変容の技術習得を目的としたペアレントトレーニング²の実施に向け、取り組んでまいります。

¹ 発達障害

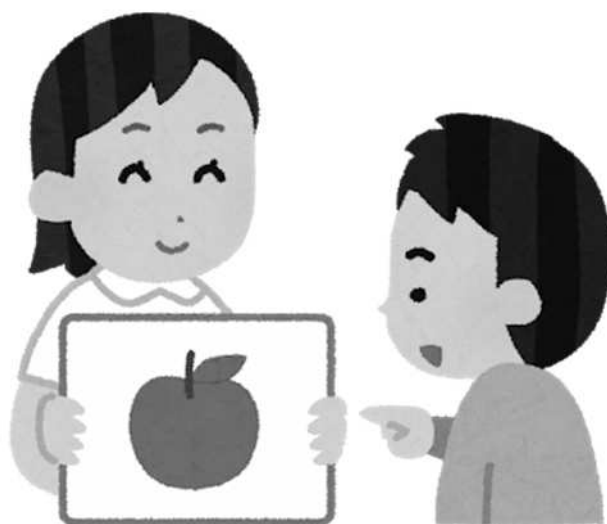
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

² ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

【施策・事業】

子育て世代包括支援センター運営事業	担当課
母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談に円滑に対応するために設置している「つみき」で、助産師等の専門職が必要な支援や関係機関との連絡調整等を行うことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。	健康づくり課
こどもの発達相談	担当課
精神面・身体面・情緒の発達などに心配がある乳幼児に対し、専門家が相談に応じ、発達に障害のある子どもを早期に適切な療育へつなげていきます。	健康づくり課 きみつ愛児園
幼児ことばの相談事業	担当課
幼児ことばの相談室では、ことばの発達が心配な就学前の幼児等の相談、調査及び指導等を行います。 発達障害児等療育支援¹事業では、子どもの心身の成長や発達に関する相談を受け、言語療法や心理療法、運動療法を行います。	障害福祉課



¹ 療育支援

障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援（相談や指導、診断、検査、訓練など）のこと。

5 社会参加を支える取組

現状と課題

障害のある人が地域における社会参加を促進するためには多様なニーズを踏まえた支援が必要です。特に“生活の質”を向上させるうえで、文化芸術活動等の「余暇活動」は重要な役割を果たします。文化芸術を創造し、享受することは国民が障害の有無にかかわらず、生まれながらの権利であることから、障害のある方の文化芸術活動を促進する必要があります。

これまでの取組

障害のある方が余暇活動や社会参加をするための外出支援である「移動支援事業」や日中活動の場を提供する支援である「日中一時支援事業」のサービス利用など、社会参加を促進するための支援体制の整備に取り組んでいます。

アンケート

18歳以上の障害のない市民アンケートにおいて、障害のある人となない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会を創るためには、「障害のない人が障害についての理解を深められるよう、情報提供を充実する」「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」の割合が高くなっていました。

施策の方向

(1) 文化・芸術活動の振興

障害のある人の作品を発表する場として、「障害者週間¹」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」等を実施します。また、文化芸術活動の振興に向けて、活動機会や発表の場の充実を図ります。

【主な施策・事業】

「障害者週間」イベント	担当課
「障害者週間」（12月3～9日）期間中にイベントを実施し、障害への理解を深める機会を設け、障害者施設・団体による作品展示や活動紹介、物品販売等を行うことにより、障害のある人の活動や発表の場を提供します。	障害福祉課

¹ 障害者週間

障害のある人自らの自立と社会参加への意欲と国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間であり、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間をいう。

健康と福祉のふれあいまつり	担当課
ふれあいと交流の場を通して、市民の健康づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的にイベントを開催し、障害者施設・団体等による作品展示や活動紹介を行います。	厚生課 (連携機関) 市社会福祉協議会

(2) 視覚障害のある人の読書環境の整備

読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害のある人の読書環境の整備に努めます。

【主な施策・事業】

読書推進事業	担当課
通常の活字資料での読書が困難な利用者のために、大きな活字の本や録音図書等のさまざまな形態の資料を収集して、読書の機会を提供します。また、ボランティアによる点訳資料、音訳資料の作成をするほか、視覚障害のある人への対面朗読を行います。	中央図書館
移動図書館巡回事業	担当課
図書館への来館が困難な利用者のために移動図書館が巡回し、サービスを提供します。	中央図書館
専門施設との連携	担当課
視覚に障害のある人の読書機会を拡大するためサピエ図書館による点字図書データの提供を行います。また日本点字図書館等から取り寄せた点字資料の郵送サービスを行います。	中央図書館



 現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を送るための重要な要素である就労についての相談や要望が増加しています。また、就労に向けての相談だけでなく、就労した職場への定着支援の充実が求められています。

就労支援事業所等の福祉的就労¹の場では、安定した通所や工賃の額等が課題となっています。

 これまでの取組

ハローワーク²などの関係機関と連携し、障害のある人の就労のために、職業訓練や情報提供などの支援を行っています。また、一般就労³が困難な人については福祉的就労につなげる支援をしています。障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、障害者就労施設の周知をしています。

 アンケート

障害者アンケートでは、収入を得る仕事をしたい割合が32.8%で、就労への支援で必要なこととして「職場の障害者理解」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「通勤手段の確保」が挙げられています。

仕事に就くための手段は、「自分で探した」が最も多く、次いで「ハローワークの紹介」「障害発生以前から働いていた」の順となっています。

18歳以上の障害のない市民アンケートにおける、障害のある人のために力を入れるべき施策について、「障害のある人の就労機会の確保や、就労環境の改善」の割合が56.0%でした。

¹ 福祉的就労

企業等との雇用契約に基づく就労（一般就労）に対し、一般就労が困難な障害のある人のために福祉的な観点から配慮された環境での就労で、最低賃金は保障されず、施設の利用者としての就労をいう。

² ハローワーク

事業者から求人の申込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関のこと。

³ 一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

（１）一般就労の促進

障害のある人の雇用を促進するため、ハローワークや商工会議所、生活自立支援センターきみつ等と連携して、一人ひとりの状況にあった就労支援を行います。

【主な施策・事業】

障害のある人の就労支援	担当課
ハローワーク、商工会議所、生活自立支援センターきみつ等の関係機関との連携を図るとともに、障害のある人の就労相談や定着支援を行う「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐ支援を行います。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人の一般就労を支援します。	障害福祉課
君津版ハローワーク管理運営事業	担当課
常駐相談員による職業相談と紹介状の発行、キャリアコンサルタントによる就労支援、ハローワーク情報端末閲覧サービスなどで、多様な人材の活躍を支援するとともに、就業意欲があるものの、様々な要因により就業に結び付いていない市民に寄り添った支援を行い、潜在的な労働力の活用を図ります。	経済振興課
チャレンジドオフィスきみつ	担当課
一般企業等での就労に結びつかない障害のある人に、市で就労の場を提供し、文書の封入作業、パソコンのデータ入力や庁内の文書配布等の業務を行い、就労に必要な訓練を行うことで、一般就労への移行支援を図ります。	人事課

（２）福祉的就労の促進

「就労継続支援」サービス提供事業所等と連携を図り、障害のある人の就労機会の確保に努めます。

市役所本庁舎で、障害福祉施設¹の製品を販売する場を提供することで、対人関係や金銭感覚を養うなど就労に向けた訓練を支援します。

障害者就労施設に対し、障害者優先調達推進法²に基づく発注を推進することで、障害者就労施設の受注を確保し、工賃向上に取り組んでいます。

¹ 障害福祉施設

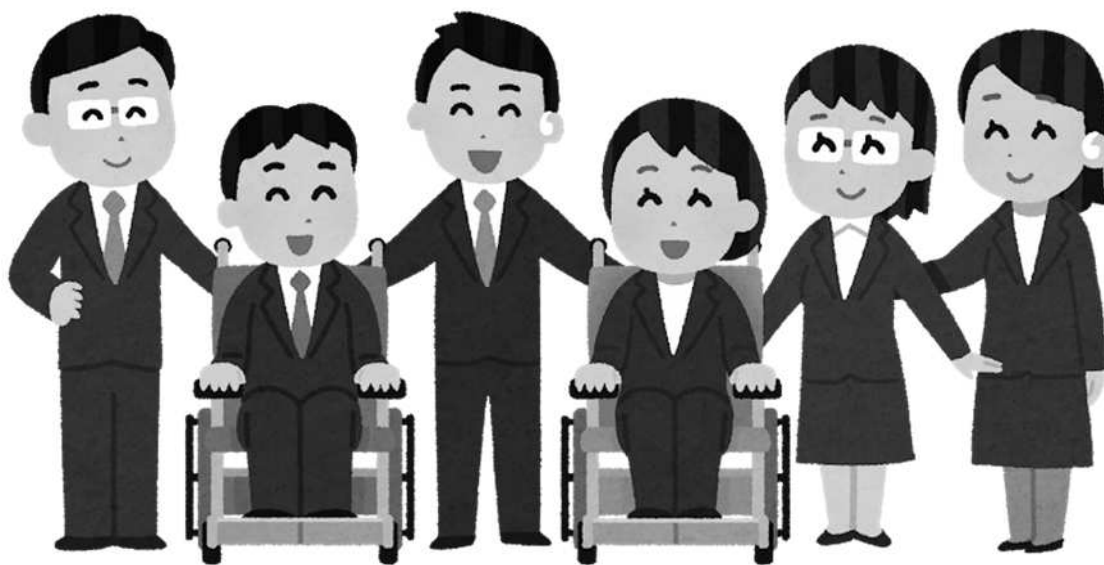
障害福祉サービスを提供する事業所や障害のある人に創作活動や就労の機会を提供する地域活動支援センターなど、障害のある人に関する支援を行う施設のこと。

² 障害者優先調達推進法

平成 25 年 4 月に施行された法律で、国や地方公共団体が物品等を発注する際に、障害者就労施設等から優先的に購入することで、障害者が就労する施設の発注量を確保し、障害者の経済的な基盤の確立を支援するもの。

【主な施策・事業】

福祉作業所管理運営事業	担当課
障害者総合支援法に規定する就労継続支援B型事業所（『福祉作業所ふたば園』『福祉作業所ミツバ園』）を市内に2か所設置し、指定管理者制度による事業委託を実施します。	障害福祉課 市社会福祉協議会
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人の就労を支援します。	障害福祉課



7 スポーツ・文化活動の充実

現状と課題

スポーツ・文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人もない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、関係機関等と連携して支援することが必要です。

これまでの取組

障害のある人の種別や程度を超えて交流し、自己表現をする機会や大会への参加支援を行っています。

また、障害のある人の生涯学習の機会の提供に努めています。

アンケート

障害者アンケートでは、外出する目的を「散歩に行く」と回答した割合が 30.5%、「趣味やスポーツをする」とする割合が 14.9%となっています。

施策の方向

(1) スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進

東京 2020 パラリンピックに高まる関心を、大会後の障害者スポーツの普及啓発につなげるため、関係団体等と連携して、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。

障害のある人が、スポーツ・レクリエーションや余暇活動を楽しむ場へ参加することを促進するため、支援体制を強化します。

「千葉県障害者スポーツ大会」や「君津地域心身障害児者スポーツ大会」等への参加を呼びかけ、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障害のない人との交流や社会参加を推進します。

【主な施策・事業】

障害のある人への支援	担当課
「する」スポーツの推進として、障害のある人が自主的・積極的にスポーツ活動ができるよう、障害のある人が親しみやすいスポーツ種目を地域住民に普及させるためのきっかけづくりをするほか、小中学校を対象とした、パラスポーツ体験会を実施し、理解を深めるなどの支援体制を充実させます。	体育振興課
安全・安心なスポーツ施設の整備	担当課
「支える」スポーツの推進として、障害のある人が気軽にスポーツに親しめるように、既存のスポーツ施設のさらなるバリアフリー化に努めます。	公園緑地課 体育振興課

君津地域心身障害児者スポーツ大会	担当課
君津地域（君津、木更津、富津、袖ヶ浦）の障害者（児）が、スポーツを通じて体力の増強・機能の回復などの向上を図り、積極的な生活など、明るい生活に寄与するとともに相互の親睦を図ります。	障害福祉課
障害児者日帰りバスハイク ¹	担当課
バスハイクを通じて、障害がある人とその家族に一日楽しんでリフレッシュしていただくとともに、参加者同士の交流や友達づくりを目的に実施します。	市社会福祉協議会

（２）生涯学習の促進

ボランティアなどの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整え、障害のあるなしに関わらず、ともに参加し、ともに学ぶ各種講座やスポーツ教室²等の開催に努めます。

また、障害のある人となない人がお互いに理解を深められるよう、障害や福祉に関して学べる資料の充実を図ります。

【主な施策・事業】

読書推進事業（再掲）	担当課
通常の活字資料での読書が困難な利用者のために、大きな活字の本や録音図書等さまざまな形態の資料を収集して、読書の機会を提供します。また、ボランティアによる点訳資料、音訳資料の作成をするほか、視覚障害のある人への対面朗読を行います。	中央図書館
資料の収集と貸出	担当課
障害や福祉に関する資料を収集、展示、貸出することにより、障害のある人もない人も、ともに障害について理解を深めることができる環境を整備します。	中央図書館
図書館ボランティアの養成	担当課
視覚に障害のある人が利用する点訳や音訳資料の作成や対面朗読をするため、ボランティアの体験講座や養成講座を実施します。	中央図書館
生涯学習推進事業	担当課
障害のある人の生涯学習への参加を促進するため、情報提供方法の改善を図りながら、学習情報の提供に努めます。また、公民館などにおける各種講座等において、障害のある人に配慮した講座等の開催に努めます。	生涯学習文化課

¹ バスハイク

バスを使って観光施設等へ出かけること。宿泊を伴ったり、遠方へ行ったりではなく、日帰りで行くイメージ。

² スポーツ教室

障害のある人の健康と体力の増進、残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導を行い、あわせて障害者スポーツの普及を目指す事業のこと。

8 コミュニケーション・移動支援施策の充実

現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域活動への参加や地域の人との交流が不可欠であることから、それを円滑に行うための移動の支援や、コミュニケーションのための支援が求められます。

これまでの取組

移動支援事業や福祉タクシー事業など、障害のある人のための外出・移動支援の充実に努めました。

また、手話通訳や要約筆記者¹の配置等を推進し、障害のある方のコミュニケーション手段の支援に努めました。

アンケート

障害者アンケートでは、外出時に困ることについて、「公共交通機関が少ない」との回答割合が高くなっています。

また、日常生活において、外出の介助が「一部（時々）必要」な人と「全部（常に）必要」な人が多くなっています。

施策の方向

（１）外出・移動支援施策の推進

障害のある人の日常生活で必要となる屋外での移動手段を確保し、自立生活の安定と社会参加の促進のため、地域生活支援事業の「移動支援事業」の利用を周知するとともに、障害福祉サービスの「同行援護」の利用を促進することで、重度の視覚障害のある人（子ども）の外出や移動の利便性向上を図ります。

公共施設等の駐車場整備や、障害者用駐車スペースの確保施策を推進し、障害のある人が安心して外出できるように支援します。

自動車を使用しての外出を支援する「身体障害者用自動車改造費助成事業」及び「障害者自動車運転免許取得費助成事業」の周知と利用促進を図ります。

市及び市社会福祉協議会で実施する福祉カーの貸出しにより、移動手段の充実に図ります。

¹ 要約筆記者

要約筆記作業（聴覚障害者への情報保障手段の一つとして、話されている内容を要約し、文字として伝えること）に従事する通訳者。

【主な施策・事業】

福祉タクシー事業	担当課
重度の心身障害のある人がタクシーを利用する際の料金の全部又は一部を助成することで、外出や社会参加の機会を促進します。	障害福祉課
身体障害者用自動車改造費助成事業	担当課
上下肢または体幹機能に重度の障害のある人が、自ら運転する自動車を改造する際、費用の一部を助成することで、外出や社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
障害者自動車運転免許取得費助成事業	担当課
障害のある人の生涯学習への参加を促進するため、情報提供方法の改善を図りながら、学習情報の提供に努めます。また、公民館などにおける各種講座等において、障害のある人に配慮した講座等の開催に努めます。	障害福祉課

(2) コミュニティバスの利用に関する支援

障害のある人が利用しやすい車両でコミュニティバスを運行するとともに、障害者手帳所持者の運賃を軽減します。

【主な施策・事業】

コミュニティバスの運行	担当課
障害のある人が利用しやすいノンステップバスを中心に、コミュニティバスを運行します。また、障害者手帳をお持ちの方とその介護者を対象とした安価な運賃により、障害者等の経済的負担を軽減します。	市民活動支援課

(3) コミュニケーション支援施策の充実

聴覚または音声や言語に障害のある人が利用する手話通訳者、要約筆記者派遣制度を実施し、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市に手話通訳者を配置することで、聴覚障害者の利便性向上に努めます。

聴覚障害者用通信装置等の日常生活用具の給付により、日常生活を支援します。

誰もが参加しやすい行事や研修会となるよう、手話通訳者、要約筆記者の配置を推進します。

【主な施策・事業】

聴覚障害者相談事業	担当課
手話通訳者を配置することで聴覚障害のある人が円滑に各種手続きや相談をすることができるようにするとともに、手話通訳に関する正しい知識の周知や技術の普及を行います。	障害福祉課

意思疎通支援事業	担当課
聴覚等に障害のある人に対して手話通訳者等を派遣することで、相手方との意思疎通を仲介するなどのコミュニケーションを支援します。	障害福祉課
手話奉仕員 ¹ 養成講座	担当課
聴覚障害のある人との交流活動の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得するための、手話奉仕員養成講座を開催します。	障害福祉課

（４）情報バリアフリーの促進

障害の特性に対応した情報の発信をすることで、障害のある人が、生活に必要な情報を容易に取得できるように努めます。また、障害のある人が、情報を入手する際に必要となる用具を給付することで、情報アクセシビリティの向上を図ります。

【主な施策・事業】

ホームページ管理運営事業	担当課
障害のある人が支障なく利用できるよう、トップページのメイン画像の表示や、図を使ったアイコンによる分類表示を行うなど、アクセシビリティに配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報などの幅広い情報を多くの人に提供します。 また、災害発生などの緊急時にも、迅速かつ安定した情報提供ができるサイトを構築します。	政策推進課
補装具費支給事業（再掲）	担当課
障害のある人に、補聴器などの補装具購入費や、貸与費用及び修理費用の一部を助成することで、日常生活の能率向上を図ります。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業（再掲）	担当課
障害のある人に、視覚障害者用拡大読書器などの、日常生活用具の給付を行い、日常生活の利便性向上を図ります。	障害福祉課

¹ 手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害のある人や音声または言語機能障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人のこと。

基本目標3

障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

1 障害児の健やかな育成のための発達支援

現状と課題

乳幼児期から学齢期までの発育は、その後の成長にとっても大切なものです。障害の可能性や発達に不安がある場合、早期にその状況を把握し、適切な方法で支援することが重要です。

また、乳幼児期・学齢期それぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続して提供する体制整備が望まれています。行政・サービス提供事業所・保育園・幼稚園・学校等の関係機関が連携して、子どものライフステージを通じた切れ目のない支援をする体制整備が重要です。

施策の方向

(1) 質の高い専門的な発達支援の充実

障害の可能性のある子どもの状況等、個々のニーズに応じた専門的な支援を行う、体制整備に努めます。

【主な施策・事業】

障害児通所等支援給付事業	担当課
サービス提供事業者等と連携し、障害のある子どもが必要とする「児童発達支援」等の障害児通所サービス提供を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業	担当課
相談支援事業者等と連携し、障害のある子どもが抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援提供を図ります。	障害福祉課

(2) 切れ目のない一貫した支援

早期から適切な療育を行うため、行政だけでなく子どもに関わる関係機関が連携を密にして、子どものライフステージを通じ、切れ目のない一貫した療育支援をする体制整備に努めます。

インクルーシブ教育¹や、特別支援教育²等により、障害のあるなしに関わらず、共に理解し学び合うきめ細やかな教育を推進します。

障害のあるお子さんのライフステージに応じて、一貫した継続的な支援を受けるために、本人、保護者と教育・医療・保健・福祉・労働などの各機関が相互にお子さんへの支援状況に関する情報を共有し、必要な連携を図るためのツールとして、君津市障害者地域自立支援協議会で作成したライフサポートファイルの活用を促進します。

【主な施策・事業】

君津市障害者地域自立支援協議会における検討（再掲）	担当課
障害者地域自立支援協議会の本会、専門部会の機能強化に向けて、関係機関の連携体制を強化し、地域の課題解決・情報共有・地域ネットワークの構築など、障害者福祉のシステムづくりを推進します。	障害福祉課



¹ インクルーシブ教育

障害のある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のこと。

² 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するために適切な指導及び支援を行う。

2 療育支援体制の充実等 ★

現状と課題

3か月児健診、1歳6か月児健診などの健診や精密検査などの障害を早期に発見する機会の充実により、早期からの療育が望まれています。

また、子どもの成長や発達に心配のある保護者からの相談に応じ、適切な支援を行う体制を充実させることが重要です。

これまでの取組

発達障害の早期発見・早期療育の体制として、母子保健、乳幼児健康診査の充実とともに、千葉県君津健康福祉センター（保健所）や千葉県君津児童相談所などの関係機関等との連携に取り組みました。

アンケート

障害者アンケートでは、通園・通学などで困っていることについて、「家族の負担が大きい」の割合が最も高く、次いで「友達ができにくい」、「通学（通園・通所）が不便」の順となっています。

また、18歳以上市民向けアンケートでは、これから力を入れるべき施策として、「病気や障害の早期発見、予防とともに早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」が46.4%と高くなっています。

施策の方向

（１）早期からの療育支援体制

乳幼児健診や訪問指導、保育園等との連携により、障害の早期発見に努め、一人ひとりの状況に応じた療育を受けることができる支援体制の充実を図ります。

【施策・事業】

子育て世代包括支援センター運営事業（再掲）	担当課
母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談に円滑に対応するために設置している「つみき」で、助産師等の専門職が必要な支援や関係機関との連絡調整等を行うことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。	健康づくり課
妊婦・乳児健康診査事業	担当課
妊婦健康診査と乳児健康診査により発育・発達の確認、及び疾病・異常の早期発見に努めます。また、安全な出産への援助及び育児不安の軽減に努め、健やかな親子の成長を目指します。	健康づくり課 千葉県医師会

幼児健康診査	担当課
保健福祉センターなどの会場で実施する1歳6か月児、3歳児健康診査により、子どもの発育・発達状況の確認、疾病の早期発見と障害の進行防止を図ります。また、虫歯予防、幼児の栄養などの育児指導を行うことで、健康の維持・増進を図ります。	健康づくり課 君津中央病院 君津木更津医師会
こどもの発達相談（再掲）	担当課
知的発達や運動発達の遅れが心配な乳幼児を対象に発達の専門家が相談に応じることで、発達に障害のある子どもを早期に発見し、療育につなげていきます。	健康づくり課 きみつ愛児園
幼児ことばの相談事業（再掲）	担当課
幼児ことばの相談室では、ことばの発達が心配な就学前の幼児等の相談、調査及び指導等を行います。 発達障害児等療育支援事業では、子どもの心身の成長や発達に関する相談を受け、言語療法や心理療法、運動療法を行います。	障害福祉課

（２）療育支援体制の整備

障害のある子どもとその家族が、地域で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、療育支援体制の充実を図ります。

また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続して提供できる体制を推進します。子どもの障害の受容や、相談に行くための心理的な時間を必要とする保護者に寄り沿った支援を行います。

【主な施策・事業】

障害児保育事業の推進	担当課
保育園の施設整備や受入体制を整え、障害のある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの集団保育を実施します。 また、研修を通して、保育園等の施設長及び保育士の人材育成を図ります。	保育課
関係機関との連携	担当課
保育が必要な障害のある子どもに、適切かつ切れ目ない支援を行う体制を整えるとともに、関係機関・専門機関との連携を強化します。	子育て支援課 保育課 君津特別支援学校 君津児童相談所 きみつ愛児園
障害児通所等支援給付事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携し、障害のある子どもが必要とする「児童発達支援」等の障害児通所サービス提供を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業（再掲）	担当課
相談支援事業者等と連携し、障害のある子どもが抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援提供を図ります。	障害福祉課

3 障害児教育の充実等

現状と課題

障害のある子どもに将来訪れる自立や社会参加の機会を見据えた支援が重要です。

また、児童生徒が障害のあるなしに関わらず、ともに育ち、ともに学ぶ場を追求する「インクルーシブ教育」を推進する必要があります。

これまでの取組

就学支援や相談支援をすることで、障害のある子どもの特性を把握し、児童生徒一人ひとりに適した教育が受けられるよう、特別支援教育、放課後児童対策の推進に努めています。

アンケート

障害者アンケートでは、通園・通学などで困っていることについて、「家族の負担が大きい」と回答した割合が最も高く、次いで「友達ができにくい」、「通学（通園・通所）が不便」の順となっています。

また、18歳以上市民向けアンケートでは、これから力を入れるべき施策として、「学齢期において障害のある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める」が46.4%と高くなっています。

施策の方向

（１）就学支援の充実

障害の種別や特性を把握し、障害のある子ども一人ひとりに適した教育を提供できるよう、適正な就学支援に努めます。

【主な施策・事業】

君津市教育支援委員会	担当課
医師や関係機関職員等から構成される「教育支援委員会」により、特別な教育支援を必要とする児童生徒の就学に関する事項や教育相談・教育支援に関する事項について調査審議し、答申を行います。	学校教育課

（２）就学相談・教育相談の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談や教育相談を行います。

障害のある子どもの状況の変化を見ながら、より適切な教育ができるよう、特別支援教育担当者の充実や関係機関との連携の推進等、校内の就学相談体制の充実に努めます。

（３）学校施設の整備

肢体不自由のある児童などの就学に際しては、合理的配慮¹のもと、学校施設・設備の設置、改修等を検討します。

千葉県立君津特別支援学校が過密状況にあることへの対応については、設置者である千葉県と連携を取りながら児童・生徒への支援をします。

【主な施策・事業】

校舎等維持補修事業	担当課
児童生徒の安全で快適な学習環境の維持・向上を図るため、小・中学校の校舎等の維持補修を行います。また、障害のある子どもの状況に応じ、段差の解消やスロープ等の設置を推進します。	教育総務課

（４）特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童・生徒について、児童や生徒の個性や可能性に配慮した指導の充実を図ります。

【主な施策・事業】

特別支援学級教育推進事業	担当課
特別な教育支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応えるため、特別支援コーディネーターや、特別支援チームによる就学相談、発達検査、要請訪問、ほほえみ相談室など、学校・児童生徒・保護者への支援を行います。	学校教育課

（５）放課後児童対策の推進

「放課後児童クラブ」での障害のある子どもの受入れを支援します。

「放課後等デイサービス」におけるサービスの質・量の確保とともに相談支援の充実に努め、障害のある子どもやその家族を支援します。

【主な施策・事業】

健全育成の推進	担当課
保護者が就労等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象として、授業終了後や長期休暇中の遊び、生活の場を提供する放課後児童クラブに対し、運営費、家賃の一部を補助します。引き続き、運営費等の補助を行うとともに、障害のある子どもが伸びやかに生活できるように、施設等の環境整備、支援員の資質向上のための研修等の支援を行います。	子育て支援課

¹ 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための個別の調整や変更をいう。

健全育成の推進	担当課
保護者が就労等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象として、授業終了後や長期休暇中の遊び、生活の場を提供する放課後児童クラブに対し、運営費、家賃の一部を補助します。引き続き、運営費等の補助を行うとともに、障害のある子どもが伸びやかに生活できるように、施設等の環境整備、支援員の資質向上のための研修等の支援を行います。	子育て支援課
障害児通所等支援給付事業（再掲）	担当課
障害児通所等支援サービスの「放課後等デイサービス」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある子どもへのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業（再掲）	担当課
障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課



4 卒業後の進路対策の充実

現状と課題

障害のある子どもが自己決定した進路を実現させるためには、進路対策の充実が必要です。卒業から新生活へ移行する際、一貫した支援を行い、福祉・教育・労働等分野間の連携を強化しながら総合的に支援していくことが重要です。

これまでの取組

障害のある子どもが適性や希望に応じた就業ができるよう、ハローワーク等の関係機関の連携による相談や訓練、情報提供等の支援体制の充実に努めています。

アンケート

障害者アンケートでは、必要な就労支援として、「就労後のフォローなどの職場との支援機関との連携」や「企業ニーズに合った就労訓練」などが挙げられています。

施策の方向

(1) 就労・訓練・活動の支援

企業や、ハローワーク、サービス提供事業所等と連携して、地域での自立生活を支援するための就職支援や、就労後のジョブコーチ、職場への定着支援を推進します。

【主な施策・事業】

障害のある人への就労支援（再掲）	担当課
ハローワーク、商工会議所、生活自立支援センターきみつ等の関係機関との連携を図るとともに、障害のある人の就労相談や定着支援を行う「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐ支援を行います。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	担当課
サービス提供事業者等と連携を図りながら、障害のある人が必要とするサービスを把握し、サービスの提供や支援を行います。	障害福祉課

5 相談支援提供体制の強化

現状と課題

障害児相談支援は、障害の疑いのある段階から、障害のある子どもやその家族へ継続的な相談支援を行うとともに、関係機関等につなぐ重要な役割を担っています。障害児相談支援の需要が年々増加していることから、相談支援の提供体制を強化する必要があります。

アンケート

障害者アンケートでは、障害児相談支援の利用率は12.1%と低く、今後利用したい人が36.5%で、利用を希望する割合が高くなっています。

障害福祉サービス事業者へのアンケートでは、不足しているまたは今後不足している障害福祉サービスを「相談支援」と回答した割合が38.5%と高くなっています。

施策の方向

(1) 障害児相談支援の充実

障害の疑いのある早期の段階から相談に応じるとともに、障害児通所支援を利用する子どもに「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じた支援を行います。

【主な施策・事業】

障害児相談支援給付事業（再掲）	担当課
障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課

基本目標4

安全で安心なまちづくりの推進

1 保健・医療施策の推進

現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して生活を続けていくためには、障害や病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であると同時に、日常的な診療を提供することが必要です。

また、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組やリハビリテーション等による身体機能の維持など、重度化を予防する観点を踏まえておく必要があります。

これまでの取組

病気の日常的な診療・治療とともに、健康教育や各種健康診査等により、生活習慣病予防や障害の重度化防止に取り組んでいます。

アンケート

障害者アンケートでは、地域で生活するための必要な支援を、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」との回答割合が38.4%となっています。

また、これからの生活で不安に思うことは、「自分の健康のこと・障害のこと」であるとする人が69.0%と高い結果でした。

施策の方向

(1) 疾病の予防と早期発見

市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるよう、生活習慣病等を中心とした疾病予防のための健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。また、高齢期をいきいきと過ごせるよう、健康増進モデル事業等の介護予防を推進します。

【主な施策・事業】

生活習慣病予防健康診査事業	担当課
生活習慣病予防を目的に18歳から39歳までの人と、40歳以上の医療保険未加入の人を対象として、年1回健康診査を実施します。	健康づくり課

(2) 医療給付などの利用促進

「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）費支給事業」などについて、「福祉のしおり」や市ホームページ等で周知します。

【主な施策・事業】

重度心身障害者医療費助成事業	担当課
重度の心身障害のある人が、医療機関で受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。	障害福祉課
自立支援医療費支給事業	担当課
心身の障害を除去・軽減するための医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について、医療費の自己負担額を軽減します。	障害福祉課

(3) 精神保健・難病¹患者支援の推進

経済的な負担を軽減する制度の対象となる方に適切に案内し、給付（支給）を行います。

【主な施策・事業】

精神障害者医療費給付事業	担当課
精神障害の治療のために、医療機関で精神科・心療内科等を受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を給付します。	障害福祉課
特定疾患療養見舞金支給事業	担当課
特定疾患患者と、その保護者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の増進を図るため、市が指定する特定疾患（指定難病等）のため、ひと月に20日以上入院した人に、見舞金を支給します。	障害福祉課

¹ 難病

症例数が少なく原因不明で治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患のこと。

2 災害や感染症対策の充実 ★

現状と課題

台風や地震などの災害が発生したときに、速やかな安否確認をするためには、障害の種別やあるなしに関わらず、地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。

障害のある人の中には、災害などの緊急時に手助けを必要とする人もおり、「災害時要援護者避難支援制度」の更なる推進が重要です。

また、新たな感染症が発生した時でも、必要な障害福祉サービスを提供することができるよう、対応方法等を構築する必要があります。

これまでの取組

福祉避難所において、大規模災害の発生を想定した運営訓練を行い、障害のある人が避難する際の課題や問題点の把握をしました。また、災害時に手助けを必要とする人を支援するための「災害時要援護者避難支援制度」の体制づくりに努めました。

アンケート

災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できない」が40.8%で「できる」の32.6%を上回っています。

災害時の対策について、「特に対策は立てていない」と回答した人が多くいました。

施策の方向

(1) 緊急通信手段の充実

聴覚・音声・言語機能等に障害のある人が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「Net119」「メール119」「FAX119」等を周知します。

地震などの災害時に、速やかに避難を促すためや、被害を最小限に抑えるため、防災行政無線等で防災情報の伝達をします。

【主な施策・事業】

119 番通報に関する支援	担当課
聴覚や言語に障害のある人など、音声による通報が困難な方が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「Net119」「メール119」「FAX119」等の周知を図ります。	消防署本署 障害福祉課

（２）災害対策の推進

避難所生活において、特別な配慮が必要となる要配慮者が避難できる「福祉避難所」の指定を推進します。

ストーマ用装具備蓄保管事業の充実を図り、大規模災害に備えます。

地域における防災訓練に、要配慮者の参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、地域住民に対して要配慮者の救助・救護等の訓練を実施します。

【主な施策・事業】

福祉避難所運営訓練	担当課
大規模災害発生時における避難所生活を想定し、災害時要配慮者が避難する、福祉避難所の運営訓練を行うことで、課題等を把握し、行政の迅速な対応や、関係団体との連携強化を図ります。	危機管理課 (関連機関) 市社会福祉協議会 各福祉避難所
災害時要援護者避難支援制度	担当課
災害時に、自力で避難することが困難な障害のある人のうち、住所や氏名などの情報を、自治会や消防団、民生委員・児童委員等に提供することに同意した方を登録し、情報共有することにより、地域で要援護者を支援する体制づくりを行います。	厚生課 障害福祉課

（３）感染症対策の周知・啓発

感染症の発生や感染拡大を防止するため、障害のある人や障害福祉サービス提供事業者等に感染症対策についての周知・啓発を行います。

また、感染症発生時に事業所において必要となる物資の備蓄・調達体制の整備に努めるなど、緊急時にどのような支援を必要とするのか、検討と準備を進めます。



3 防犯対策の充実

現状と課題

障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行うことが重要です。

これまでの取組

ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる「緊急通報システム」を設置しています。

消費者トラブルに関する相談先である、「消費生活センター」において消費者被害対策に努めています。

施策の方向

(1) 防犯対策の充実

障害のある人もない人も安全で安心して暮らせる地域づくりに努めるとともに、地域住民との協力をもとに効果的な防犯活動の推進に努めます。

【主な施策・事業】

防犯対策の充実	担当課
障害のある人もない人も、安全で安心して暮らせる地域社会づくりのため、警察と連携し犯罪防止対策を進めるとともに、自主防犯団体の防犯パトロールに対する支援や、防犯パトロールの拠点となる防犯ボックスを活用し、地域住民と協力した効果的な防犯活動の推進に努め、地域の防犯意識と防犯力の向上を図ります。	市民活動支援課 君津警察署 君津市防犯協会 自主防犯パトロール隊
ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業	担当課
ひとり暮らしの重度身体障害者の方が、安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システムの設置をします。	障害福祉課



4 生活支援のための施策の充実

現状と課題

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や、生活のしづらさに応じた、各種サービスや手当等を支給するなど、障害のある人の自立の助長と、その家族等の負担や不安を軽減するため、必要な支援をすることが必要です。

これまでの取組

障害のある人が安定した地域生活を送るため、各種手当の支給制度の利用促進を図るなどの支援を行っています。

アンケート

地域で生活するために必要な支援を「経済的な負担の軽減」とする割合が最も高く、これからの生活で不安に思うことについても、「経済的なこと」の割合が41.2%と高くなっています。

施策の方向

(1) 各種手当等の利用促進

障害のある人とその家族に、各種手当の支援制度を周知し、利用促進を図ります。

【主な施策・事業】

心身障害者（児）福祉手当支給事業	担当課
在宅の重度の心身障害のある人（子ども）、又はその介護者に福祉手当を支給します。	障害福祉課
特別障害者手当等支給事業	担当課
精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする障害のある人（子ども）に、手当を支給します。	障害福祉課
特別児童扶養手当給付事務事業	担当課
精神又は身体に中度以上の障害のある子ども（20 歳未満）を監護している父母、または養育している人に、手当を支給します。	障害福祉課
重度身体障害者理容師派遣事業	担当課
在宅の重度身体障害者で外出困難な方に、理容師を居宅に派遣します。（理髪費は自己負担になります。）	障害福祉課
ねたきり身体障害者（児）紙おむつ給付事業	担当課
在宅で常時失禁している、3歳以上の身体障害のある人（子ども）で、寝たきりと同様の状態にある人に、紙おむつを給付します。	障害福祉課

重度身体障害者（児）移動入浴車派遣事業	担当課
居宅において入浴の困難な、重度の身体障害のある人などの居宅に、移動入浴車を派遣して、入浴介護を行います。	障害福祉課
歳末たすけあい見舞金	担当課
歳末たすけあい運動の一環として、歳末たすけあい見舞金を重度の心身障害者へ支給することにより、支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう努めます。	市社会福祉協議会



基本目標5

障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

現状と課題

障害のある人が、地域で安心して日常生活を送るためには、バリア（物理的障壁）の無いまちづくりを総合的に推進する必要があります。

これまでの取組

歩道や点字誘導ブロックなどの整備、捨て看板等の撤去などを行うことで、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

アンケート

外出時に困ることについて、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の整備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」などが挙げられています。

施策の方向

（１）「福祉のまちづくり」の推進

障害のある人が、より生活しやすい環境への整備を促進し、福祉のまちづくりを推進するためには、福祉や交通、建築など様々な分野において、行政をはじめとする多様な主体がさらなる連携を図りバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を行う意識を持つことが重要です。

全ての人がお互いを尊重し、助け合う優しさにあふれたまちづくりの実現のため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）の両面から福祉のまちづくりを推進します。

また、「千葉県福祉のまちづくり条例」や「君津市総合計画」「君津バリアフリー基本構想」等に基づき、公園等のユニバーサルデザイン¹、バリアフリー化を進めます。

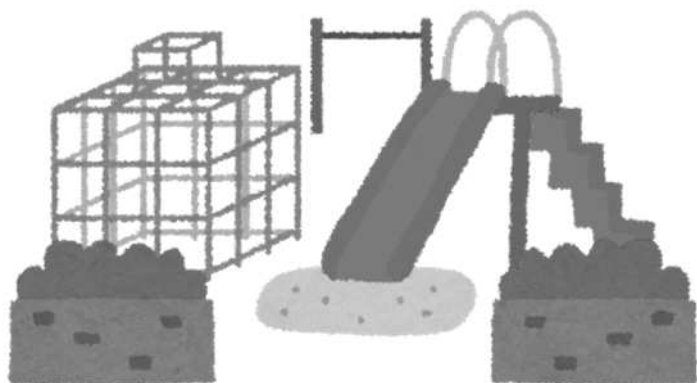
【主な施策・事業】

君津市バリアフリー基本構想の策定	担当課
高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等の円滑化に関する方針や事業の基本構想を策定し、バリアフリー化を促進するため、「君津市バリアフリー基本構想」を策定します。	建設計画課

¹ ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計（デザイン）を指す。

公園等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進	担当課
公園は高齢者や障害のある人を含む全ての人々が、緑豊かで安全、快適な生活環境の中で様々な体験活動を行なう場であることから、園路や主要施設などのバリアフリー化を進めるとともに、健康づくりや機能回復などの活動ができる公園の整備を推進します。	公園緑地課
歩行空間ネットワークの整備	担当課
幹線道路などの歩道について、歩行者にとって安全で安心して歩ける歩道づくりを推進します。また、障害のある人等が安心して利用できる歩行空間を創出するため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進し、バリアフリーの道づくりを目指します。	道路整備課 道路維持課



2 権利擁護¹のための施策の充実

現状と課題

「障害者差別解消法²」では、「不当な差別的取り扱い³の禁止」や「合理的配慮の提供」が求められ、一人ひとりの人権が、十分に尊重される仕組みの構築が必要です。障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現することが重要です。

これまでの取組

選挙の執行に際し、郵便投票・点字投票の実施、投票所におけるスロープ・点字器、車いすの設置や点字の氏名掲示、選挙公報の朗読、代理投票等障害のある人への配慮をしています。

また、知的障害、精神障害など、判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「成年後見制度」や、市社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の利用を促進しています。

アンケート

障害のある人が配慮を感じた場所が「特になし」と回答した人の割合が46.1%と最も多く、配慮を感じた場所については、「市役所などの行政機関」「病院・診療所など」が挙げられています。

障害があることによる差別や虐待の経験が、「ある」人が12.2%おり、内容については、「差別用語が使われた」「希望する仕事に就けなかった」「家族や施設の人、職場の上司や同僚等から暴力（精神的・身体的）による虐待を受けた」などが挙げられています。

成年後見制度について、「名称も制度内容も知っている」と回答した人は25.2%でした。

¹ 権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

² 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。

³ 不当な差別的取り扱い

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限したり、条件を付す行為。障害者差別解消法において、行政機関等や事業者の禁止行為と定められている。



施策の方向

（１）権利行使の支援

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人が、成年後見制度利用支援事業や、法人後見¹による支援を活用することを推進します。

知的障害のある人、精神障害のある人が、地域で安心して生活を営めるよう、障害福祉サービスの利用支援や、日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。

選挙の投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりに努めます。

【主な施策・事業】

成年後見制度に係る市長申立て	担当課
「成年後見制度に係る審判請求取扱要綱」に基づき、身寄りのない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護を図るため、市長申立てや、後見人等の報酬の助成などの支援を行います。	障害福祉課 高齢者支援課
相談支援事業	担当課
成年後見制度に係る審判請求取扱要綱では、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であって、君津市に居住する身寄りのない人の保護のために、市長が行う後見、保佐及び補助に係る審判請求する場合、申立費用、鑑定費用、後見人等の報酬助成を行います。 また、君津市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用の促進を図ります。	高齢者支援課 障害福祉課 市社会福祉協議会
成年後見事業	担当課
知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な方の財産管理や契約等法律行為等成年後見制度に基づく支援を行います。	市社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	担当課
知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等の日常生活の自立を支援します。	市社会福祉協議会

¹ 法人後見

社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うこと。

（２）差別・虐待防止対策の推進

障害のある人に対する虐待や、障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、相談窓口を設置します。

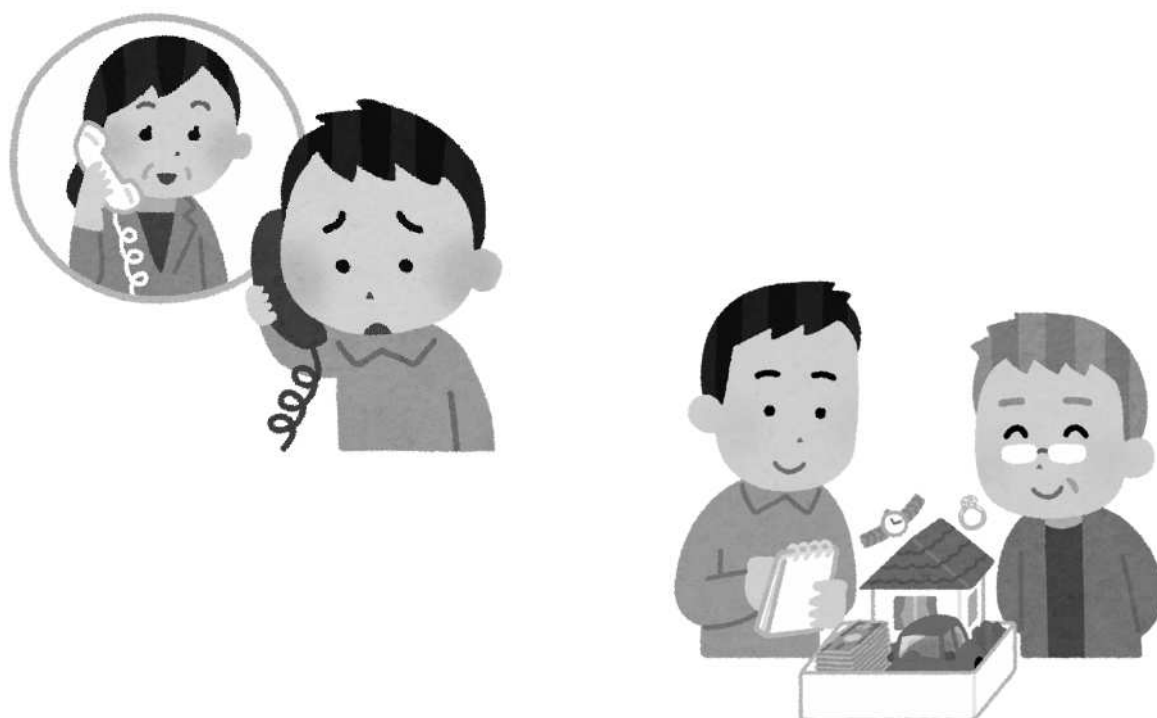
虐待の未然防止や、虐待発生を早期に発見し、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加することで、職員の資質向上を図ってまいります。

「障害者差別解消支援地域協議会¹」において障害を理由とする差別を解消するための取組を行います。

「君津市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応を行うとともに、職員を対象に障害者差別解消法研修を継続して行います。

【主な施策・事業】

障害者虐待防止支援事業	担当課
障害のある人を虐待から未然に防ぐためや、虐待を受けた障害のある人に迅速かつ適切に保護し支援することを目的として、緊急一時保護のための居室確保と併せて、休日・夜間における障害者虐待防止センター ² 業務、虐待を受けた障害者を、緊急に一時保護した際の付き添いや、夜間休日家庭訪問相談を、君津圏域４市（君津市、木更津市、富津市、袖ケ浦市）の共同委託により実施します。	障害福祉課



¹ 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第 17 条において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行うために、組織することができる会議体。障害者地域自立支援協議会がその役割を担っている。

² 障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障害のある人や養護者に対して支援を行うセンターのこと。

3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進 ★

現状と課題

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーション¹の理念の浸透や、障害のある人に対する理解と認識を深めることを目的とする、普及啓発活動が重要です。

これまでの取組

10月に「健康と福祉のふれあいまつり」を開催し、障害のある人との交流の場を設け、障害理解の啓発や障害のある人の活動紹介などに努めました。また、「障害者週間」の12月3日から9日の間に、障害のある人による作品展示や活動紹介、障害福祉施設による物品販売などを行うイベントを開催しています。

アンケート

18歳以上の障害のない市民アンケートでは、「ノーマライゼーション」について、「初めて知った」人の割合が67.3%と高く、考え方について、「賛成する」及び「ある程度賛成する」とする人が約8割と高い割合でした。

また、障害のある人となない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会を創るために必要なことについては、「障害のない人が障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる」「障害のある人となない人が交流する機会を設ける」のと回答した人が多くいました。

施策の方向

(1) 広報・啓発・普及活動の充実

「ノーマライゼーション」の理念及び障害者の権利擁護等について、市民や民間事業者等に対する普及啓発活動を行ってまいります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進してまいります。

障害者団体等と連携・協働して、障害理解の場となるイベントなどを開催します。

¹ ノーマライゼーション

「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

【主な施策・事業】

「障害者週間」イベント（再掲）	担当課
「障害者週間」（12月3～9日）期間中にイベントを実施し、障害への理解を深める機会を設け、障害者施設・団体による作品展示や活動紹介、物品販売等を行うことにより、障害のある人の活動や発表の場を提供します。	障害福祉課
健康と福祉のふれあいまつり（再掲）	担当課
ふれあいと交流の場を通して、市民の健康づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的にイベントを開催し、障害者施設・団体等による作品展示や活動紹介を行います。	厚生課 （連携機関） 市社会福祉協議会

（２）福祉・人権教育の推進

「まちづくりふれあい講座」を実施し、障害についての正しい知識と障害への理解を深めます。

人権意識の普及・高揚のため、講演会等を実施します。

市社会福祉協議会が市内の学校で行う車いす体験・アイマスクによるガイドヘルプ体験・手話教室などの「福祉体験出前講座」や「福祉意識啓発事業」を支援します。

【主な施策・事業】

人権教育推進事業	担当課
障害を理由とする偏見や差別など、人権問題についての市民の理解を図るため、公民館等を会場に講座等を実施します。	生涯学習文化課

（３）学校等での交流・共同学習の推進

市内小中学校の児童・生徒による施設訪問、通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進することで、障害のある人の実情や、障害に対する理解と認識を深めます。

【主な施策・事業】

交流及び共同学習の推進	担当課
通常学級と特別支援学級、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習を、計画的・組織的・継続的に実践します。また、地域の高齢の方や障害のある方との交流活動については、「総合的な学習の時間」や「特別の教科道徳」等において計画的に実践します。これらの活動を通し、お互いを理解・尊重し、思いやりの心をもって行動できる子の育成を図ります。	学校教育課
福祉体験出前講座	担当課
小中学校に出向き、児童や生徒、保護者に対して車いす体験やアイマスク体験、障害のある人による講話等の講座を開催します。	市社会福祉協議会

(4) ボランティア活動の充実

障害の重度化や高齢化等の多様な課題に対し、関係機関や団体が連携を強化して取り組む必要があります。その際、身近な立場で支えてくれるボランティアや民生委員・児童委員等の人材に、効果的に活躍していただくための施策を推進します。

障害のある人の日常生活や社会参加を支援するガイドヘルプ・音訳・朗読・手話等の、市社会福祉協議会とボランティアグループ、障害者団体が協働で行うボランティア活動を支援します。

【主な施策・事業】

コーディネート機能の充実	担当課
「ボランティアセンター」において、ボランティアと障害のある人のニーズとの調整が図られるよう支援に努め、また、各ボランティア団体相互及び個人ボランティアとの連絡・調整を図ります。	厚生課 (連携機関) 市社会福祉協議会
ボランティアとの研修・交流会	担当課
ボランティアと障害のある人の相互理解を深めるため、研修及び交流会を実施します。	市社会福祉協議会



4 依存症対策の推進

現状と課題

アルコールや薬物、ギャンブルなどを一度始めると自分の意思でやめられない依存症は、「孤独の病気」「否認の病気」といわれており、家族や友人など周りの人が、依存症について正しい知識と理解を持ち、当事者の方に対し、早めに治療や支援につなげていくこと等が重要です。

施策の方向

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

依存症に関する偏見、差別を解消し、依存症者に対する適切な治療・支援につながる行動変容を促すことを目的として、依存症の理解を深めるための普及啓発活動に努めます。

(2) 相談体制の充実と関係機関との連携

保健所や精神保健福祉センター等と連携し、依存症者や家族からの相談体制の充実を図ります。





第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の成果目標

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を策定するにあたって、国は「基本指針」を示しています。その中で、障害のある人や障害のある子どもの、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備や確保を図ることを目的として令和5年度までの「成果目標」を定めています。これら国の考え方を踏まえ、本市の成果目標を以下のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考（考え方）
令和元年度末の入所者数（A）	94 人	令和2年3月31日時点の数
【目標値】（B）地域生活移行	6人 (6.4%)	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者	4人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人数見込
令和5年度末の入所者数（D）	92 人	令和5年度末の利用人数見込 (A-B+C)
【目標値】（E）入所者削減見込	2人 (2.1%)	差し引き減少見込数（A-D）

本市の施設入所者が施設を退所する理由としては、近年の入所者の高齢化、重度化などによる、死亡や高齢者施設への移行が挙げられます。

アンケート結果では、施設入所支援のサービスを利用したいと考えている方も多く、また、現在福祉施設に入所している方の半数以上が「今のまま生活したい」と回答していることから、施設入所者の地域移行¹に対しては非常に課題が多い状況です。

それらの課題を解決するため、居住系、訪問系サービスの充実や相談支援体制の確保に努めるとともに、障害者地域自立支援協議会など地域の関係者との協議を重ね、施設入所者の地域移行を促進してまいります。

¹ 地域移行

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している障害者が、地域での生活に移行すること。住居の確保や外出時の支援、障害福祉サービスの体験的な利用等を通し、地域生活への円滑な移行を目指す。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム¹の構築

項目	目標値
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回

精神障害のある人が、地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、第5期計画においても「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置について、圏域での設置も踏まえ検討をまいりました。令和2年の時点で目標の達成に至っておりません。今後も引き続き近隣市や関係機関とその設置方法やあり方について協議を重ね、設置に向けて検討を進めてまいります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	目標値
【目標値】地域生活支援拠点等を確保	1つ以上
【目標値】地域生活支援拠点等の運用状況を検証検討	年1回以上

第5期計画において目標とした地域生活支援拠点等の整備については、障害者地域自立支援協議会等で協議し、検討してまいりましたが、目標の達成には至っておりません。本計画においても早期に1か所設置することを目指し、関係機関と連携し検討を進めてまいります。

¹ 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制のこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	備考（考え方）
令和元年度の年間一般就労者数	6人	令和元年度において、福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】(A) 年間一般就労者数	8人	令和5年度中に一般就労すると見込まれる人の数
【目標値】(A) ÷ 令和元年度実績	1.33 倍	
令和元年度の「就労移行支援」利用者数	26人	令和元年度において、「就労移行支援」にて一般就労した人の数
【目標値】(B)「就労移行支援」にて一般就労した人の数	34人	令和5年度中に「就労移行支援」にて一般就労すると見込まれる人の数
【目標値】(B) ÷ 令和元年度実績	1.31 倍	

項目	目標値	備考（考え方）
令和元年度の「就労継続支援」の利用者数	A型 32人 B型 164人	令和元年度において、福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】年間「就労継続支援」の利用者数	A型 41人 B型 202人	令和5年度中に「就労継続支援」を利用すると見込まれる人の数
【目標値】÷ 令和元年度実績	A型 1.28 倍 B型 1.23 倍	

項目	目標値
【目標値】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	7割
【目標値】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	設定しない

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定しています。

また、国の基本指針では、障害のある人の一般就労への定着を推進するため、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとしています。就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしますが、就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率については、現在本市に就労定着支援の事業所がありませんので、現時点では目標値を設定しないこととします。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

項目	目標値
【目標値】児童発達支援センターの設置	1 か所以上
【目標値】児童発達支援センターで保育所等訪問支援 ¹ が利用できる体制	構築
【目標値】主に重症心身障害児 ² を支援する児童発達支援事業 ³ 所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上
【目標値】保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場（協議会等）	設置
【目標値】医療的ケア児 ⁴ 等に関するコーディネーターの配置	1 名

現在、本市では君津郡市広域市町村圏事務組合が運営する「きみつ愛児園」が児童発達支援センター、保育所等訪問支援を設置し、市内の民間事業所が児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを実施しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも1名配置されており、体制は構築されています。

保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場については、第5期計画においても設置を目標とし、圏域での設置も踏まえ検討をしてみましたが、令和2年の時点で目標の達成に至っておりません。今後も引き続き近隣市や関係機関とその設置方法やあり方について協議を重ね、設置に向けて検討を進めてまいります。

¹ 保育所等訪問支援

児童福祉法に基づくサービス。対象児が通所する保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、集団生活のサポートや、対象児の成長、発達を保護者、保育士と共有し、支援する。

² 重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある障害児。

³ 児童発達支援事業

障害や発達に課題のある未就学児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業。児童福祉法に規定されているサービスの体系。

⁴ 医療的ケア児

たんの吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為が必要な児童のこと。

(6) 相談支援体制の充実強化等

項目	目標値
【目標値】総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施
【目標値】地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
【目標値】地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
【目標値】地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回

総合的、専門的な相談を行う、「基幹相談支援センター」の設置について検討を進め、相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の構築を目指します。「基幹相談支援センター」が市内の相談支援事業所への専門的な指導や研修、連絡会の実施等により連携を強化し、相談支援事業の活性化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	目標値
【目標値】都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	12人
【目標値】障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備	検討

障害福祉サービスが多様化しているなか、障害のある人が真に必要とするサービスを提供できるよう、県が実施する研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析・共有等により、障害福祉サービスの質の向上に取り組んでまいります。

2 障害福祉サービス等の体系



3 障害福祉サービスの給付実績と見込

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に規定する、障害のある人（子ども）に提供される支援の総称です。

本項では、障害福祉サービスの第5期（平成30年度から令和2年度まで）の実績を示すとともに、今期（第6期：令和3年度から令和5年度まで）に必要な見込量を設定しています。

（1）訪問系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが、障害のある人の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護を必要とする人の居宅に、ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じる危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【前期の実績】

（単位 上段：時間/月、下段：人/月）

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
居宅介護	1,752	2,190	80.0%	1,761	2,271	77.5%	1,992	2,354	84.6%
	89	115	77.4%	88	119	73.9%	91	124	73.4%
重度訪問介護	664	564	117.7%	930	613	151.7%	930	665	139.8%
	2	2	100.0%	3	2	150.0%	3	3	100.0%
同行援護	347	491	70.7%	340	520	65.4%	340	551	61.7%
	19	29	65.5%	21	30	70.0%	21	31	67.7%
行動援護	0.3	13	2.3%	0	26	0.0%	0	39	0.0%
	0.5	1	50.0%	0	2	0.0%	0	3	0.0%
重度障害者等 包括支援	0	364	0.0%	0	364	0.0%	0	364	0.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

※ 令和2年度の「実績」は、見込です。

※ 実績や見込については、本市がサービス決定をした利用者の実績であり、本市にある施設の利用だけではなく、市外にある施設の利用も含まれます。（本項において以下、同様。）

- ◆ **居宅介護** … 各年度の利用時間・利用人数ともに見込みよりもやや下回りましたが増加傾向となっています。
- ◆ **重度訪問介護** … 各年度の利用人数はほぼ見込み通りとなりましたが、利用時間は見込みよりも上回っており、増加傾向となっています。
- ◆ **同行援護** … 各年度の利用時間・利用人数とも見込みよりも6割から7割で推移しています。
- ◆ **行動援護** … 令和元年度以降は利用がありませんでした。
- ◆ **重度障害者等包括支援** … 利用がありませんでした。

【本計画における見込量と今後の方策】

（単位 上段：時間/月、下段：人/月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	2,024	2,046	2,068
	92	93	94
重度訪問介護	1,240	1,550	1,860
	4	5	6
同行援護	352	368	384
	22	23	24
行動援護	16	16	16
	1	1	1
重度障害者等包括支援	364	364	364
	1	1	1

- ◆ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護は、今後、利用ニーズの増加が見込まれます。また、行動援護・重度障害者等包括支援の実績はありませんでしたが、必要な時にサービスが利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	日中、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事や生活に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人に、施設や居宅で、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、日常生活上の相談・助言等を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に、施設や居宅で、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A 型・雇用型）	企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B 型・非雇用型）	企業等に雇用されることが困難な人に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所（ショートステイ）（福祉型）	自宅で介護する人が病気などの理由により介護することができない場合に、比較的状态が安定し、医療的管理を必要としない障害のある人に障害者支援施設等の施設に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）（医療型）	自宅で介護する人が病気などの理由により介護することができない場合に、医療的管理が必要な障害のある人に障害者支援施設等の施設に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【前期の実績】

(単位 上段：人日/月、下段：人/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
生活介護	3,956	4,342	91.1%	4,065	4,559	89.2%	4,167	4,788	87.0%
	201	229	87.8%	206	243	84.8%	207	258	80.2%
自立訓練 (機能訓練)	3	34	8.8%	1	51	2.0%	7	68	10.3%
	0.8	2	40.0%	0.4	3	13.3%	2	4	50.0%
自立訓練 (生活訓練)	43	83	51.8%	56	97	57.7%	158	113	139.8%
	2	9	22.2%	2	10	20.0%	7	11	63.6%
就労移行支援	307	365	84.1%	276	404	68.3%	323	443	72.9%
	18	28	64.3%	16	33	48.5%	19	37	51.4%
就労継続支援 (A型：雇用型)	331	135	245.2%	511	154	331.8%	553	177	312.4%
	17	15	113.3%	27	17	158.8%	29	19	152.6%
就労継続支援 (B型：非雇用型)	2,581	2,796	92.3%	2,711	3,089	87.8%	2,886	3,414	84.5%
	146	175	83.4%	162	191	84.8%	166	208	79.8%
就労定着支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0.75	2	37.5%	3	3	100.0%	5	4	125.0%
療養介護	152	166	91.6%	141	166	84.9%	152	194	78.4%
	5	6	83.3%	5	6	83.3%	5	7	71.4%
短期入所 (ショートステイ) (福祉型)	483	414	110.1%	440	476	92.4%	440	548	80.3%
	40	66	57.6%	37	76	48.7%	37	88	42.0%
短期入所 (ショートステイ) (医療型)	12	14	92.9%	19	17	111.8%	19	21	90.5%
	2	4	50.0%	3	5	60.0%	3	6	50.0%

※ 「人日」＝「月間の利用人員」×「一人1か月あたりの平均利用日数」。(本項において以下、同様。)

- ◆ **生活介護** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりもやや下回りましたが増加傾向となっています。
- ◆ **自立訓練（機能訓練）** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりも半分以下と大きく下回りました。
- ◆ **自立訓練（生活訓練）** … 令和元年度まで利用人日・利用人数ともに見込みよりも大きく下回っていましたが、令和2年では、利用人数は見込みよりも下回っているものの、利用人日は大きく上回りました。
- ◆ **就労移行支援** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりも下回っており、令和2年度においては利用人日が約7割、利用人数が約半数となっています。
- ◆ **就労継続支援（A型）** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりも上回っており、特に令和元年度と令和2年度においては利用人日が見込みの約3倍となっており、大きく増加しています。
- ◆ **就労継続支援（B型）** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりもやや下回っています。
- ◆ **就労定着支援** … 平成30年度まで利用人数は見込みを下回っていましたが、令和元年度では見込み通りに、令和2年では見込みを上回っています。
- ◆ **療養介護** … 各年度の利用人日・利用人数ともに見込みよりもやや下回りました。

- ◆ 短期入所（ショートステイ） … 福祉型、医療型ともに各年度の利用人数は見込みよりも半数前後と下回っていますが、利用人日では、福祉型、医療型ともに概ね見込み通りとなっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

（単位 上段：人日/月、下段：人/月）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	4,259	4,352	4,448
	210	213	216
自立訓練（機能訓練）	12	16	20
	3	4	5
自立訓練（生活訓練）	184	207	230
	8	9	10
就労移行支援	340	357	374
	20	21	22
就労継続支援（A型：雇用型）	589	627	665
	31	33	35
就労継続支援（B型：非雇用）	2,992	3,179	3,383
	176	187	199
就労定着支援	-	-	-
	7	9	11
療養介護	152	152	152
	5	5	5
短期入所（ショートステイ）（福祉型）	468	492	516
	39	41	43
短期入所（ショートステイ）（医療型）	19	24	24
	3	4	4

- ◆ サービス利用者数の増加や施設入所等の地域移行により利用が増加していくことが見込まれます。障害のある人のニーズや様々な状況に柔軟に対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへ移行した障害のある人などに、一定の期間、定期巡回訪問や随時対応による支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対し、共同生活を営む住居(グループホーム)において主に夜間、相談、入浴、排せつ、食事介護等の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事介護、生活等に関する相談・助言のほか、日常生活の支援を行います。

【前期の実績】

(単位 人/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
自立生活援助	0	1	0.0%	0	2	0.0%	0	3	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	69	73	94.5%	81	76	106.6%	85	79	107.6%
施設入所支援	94	90	104.4%	96	87	110.3%	95	84	113.1%

- ◆ 自立生活援助 … 利用がありませんでした。
- ◆ 共同生活援助(グループホーム) … 利用人数は平成 30 年度まで見込みよりもやや下回っていましたが、令和元年度以降は見込みよりも上回っています。
- ◆ 施設入所支援 … 各年度の利用人数は見込みよりも上回っています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 人/月)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	1	2	3
・うち、精神障害者	1	2	3
共同生活援助(グループホーム)	94	103	113
・うち、精神障害者	20	22	24
施設入所支援	94	93	92

- ◆ 自立生活援助の実績はありませんでしたが、住居系サービスの利用が増加していくことが見込まれます。市内・近隣施設との連携強化を図り、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域での生活に移行するために支援を必要としている人に、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング [◆] を行う等の支援を行います。

【前期の実績】

(単位 人/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
計画相談支援	74	87	85.1%	78	94	83.0%	80	101	79.2%
地域移行支援	0	2	0.0%	0.4	3	13.3%	1	3	33.3%
地域定着支援	0	2	0.0%	0	3	0.0%	0	3	0.0%
障害児相談支援	29	40	72.5%	30	47	63.8%	30	54	55.6%

- ◆ 計画相談支援 … 各年度の利用人数は見込みよりもやや下回りました。
- ◆ 地域移行支援 … 平成 30 年度では利用がありませんでしたが、令和元年度以降利用があり、令和 2 年度は 1 人の利用がありました。
- ◆ 地域定着支援 … 利用はありませんでした。
- ◆ 障害児相談支援 … 各年度の利用人数は見込みよりも下回っており、5 割から 7 割で推移しています。

◆ モニタリング

サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	82	84	86
地域移行支援	2	3	4
・うち、精神障害者	2	3	4
地域定着支援	1	1	1
・うち、精神障害者	1	1	1
障害児相談支援	31	32	33

- ◆ 計画相談支援については、更なるニーズの高まりが見込まれますが、現在「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成ができる事業所は少ない状況です。相談支援専門員の人材確保や質の向上について、関係機関、団体との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

施設入所者等の地域移行を推進するため、施設や医療機関等との連携を強化し、地域移行支援・地域定着支援の利用増加に努めます。

(5) 指定通所支援（障害児通所支援）

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童に、医療型児童発達支援センター等の指定発達医療機関において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することによる居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応できるよう、障害児の身体、精神の状況、置かれている環境に応じ、適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児など、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けることが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【前期の実績】

（単位 上段：人日/月、下段：人/月）

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
児童発達支援	426	474	89.9%	590	496	119.0%	694	518	134.0%
	33	44	75.0%	51	49	104.1%	54	54	100.0%
医療型児童発達支援	0	5	0.0%	0	5	0.0%	0	10	0.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%
放課後等デイサービス	1,546	1,796	86.1%	1,522	2,012	75.6%	1,772	2,253	78.7%
	111	128	86.7%	116	143	81.1%	123	159	77.4%
保育所等訪問支援	0	5	0.0%	0.1	5	2.0%	6	10	60.0%
	0	1	0.0%	0.1	1	10.0%	3	2	150.0%
居宅訪問型児童発達支援	0	5	0.0%	0	5	0.0%	4	10	40.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	2	50.0%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	0.0%	1	1	100.0%	1	2	50.0%

- ◆ 児童発達支援 … 平成 30 年度では利用人日・利用人数ともに見込みよりも下回っていましたが、令和元年以降では、利用人日は見込みよりも上回り、利用人数はほぼ見込み通りの利用となっています。
- ◆ 医療型児童発達支援 … 利用はありませんでした。
- ◆ 放課後等デイサービス … 各年度の利用人日・利用人数は見込みよりも下回っていますが、増加傾向にあります。

- ◆ **保育所等訪問支援** … 令和 30 年度は利用がありませんでしたが、令和元年度から利用があり、令和 2 年度では利用人日が見込みよりも下回っていますが、利用人数は見込みよりも上回りました。
- ◆ **居宅訪問型児童発達支援** … 令和元年度までは利用はありませんでしたが、令和 2 年度に見込みよりも下回っているものの、利用がありました。
- ◆ **医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**
… 平成 30 年度では配置人数は 0 人でしたが、令和元年度から 1 名配置しています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 上段：人日/月、下段：人/月)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	728	754	780
	56	58	60
医療型児童発達支援	23	23	23
	1	1	1
放課後等デイサービス	1,806	1,904	2,002
	129	136	143
保育所等訪問支援	10	14	18
	5	7	9
居宅訪問型児童発達支援	8	12	16
	2	3	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2	2	3

- ◆ 障害のある子どものニーズや状況に対応した支援を受けることができるよう教育・保育等の関係機関との連携とともに、サービス提供事業者による整備が図られるよう努めます。
- ◆ 医療的ケアを必要とする障害のある子どもへの支援のために、関連分野と調整するコーディネーターの配置に努めます。

4 地域生活支援事業の実績と見込

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定される各都道府県及び市町村が行う事業の総称で、障害福祉サービスと異なり全国統一ではなく、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施されます。第5期（平成30年度から令和2年度まで）の実績を示すとともに、今期（第6期：令和3年度から令和5年度まで）に必要な見込量を、設定しています。

（1）必須事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	すべての市民
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての市民
◆相談支援事業	障害のある人やその家族等の総合相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活を営むための支援をします。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	障害のある人（子ども）とその家族 難病患者等とその家族
◆成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。	障害福祉サービスを利用、又は利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。	法人後見実施団体または法人後見の実施を予定している団体等
◆意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人（子ども）

サービス名	サービス内容	対象者
◆日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障害のある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得するための養成講座を開催し、聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話奉仕員を養成します。	市内在住で、聴覚障害者への支援に熱意を有する人 手話通訳を目指す人
◆移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。 ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は、各制度が優先されます。	視覚障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） ※全身性障害のある人（子ども） （「重度訪問介護」対象者以外）
◆地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） 難病患者等

※「◆」のついたサービスについては実績と見込量を記載。

◆ 相談支援事業

【前期の実績】

(単位 か所)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
障害者相談支援事業	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域自立支援協議会	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	%
市町村相談支援機能強化事業	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	%

- ◆ 障害者相談支援事業 … 見込み通りの実績となっています。
- ◆ 地域自立支援協議会 … 見込み通りの実績となっています。
- ◆ 市町村相談支援機能強化事業 … 見込み通りの実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 か所)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1

- ◆ 引き続き、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業において必要な支援を行うとともに、総合的、専門的な相談を行う、「基幹相談支援センター」の設置についても検討を行い、更なる相談支援事業の充実に努めます。
- 地域自立支援協議会においては、地域の様々な課題の解決や、関係機関のネットワークの構築等に取り組みます。

◆ 成年後見制度利用支援事業

【前期の実績】

(単位 人/年)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
成年後見制度利用 支援事業	4	2	200.0%	1	2	50.0%	3	3	100.0%

- ◆ 成年後見制度利用支援事業 … 令和元年度では見込みよりも下回りましたが、平成 30 年度では見込みを上回り、令和 2 年度では見込み通りの実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 人/年)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用 支援事業	4	5	6

- ◆ 令和 3 年以降も利用の増加が見込まれます。利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。

◆ 意思疎通支援事業

【前期の実績】

(単位 上段：件/年、下段：人)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
手話通訳者派遣事業	23	15	153.3%	26	18	144.4%	26	21	123.8%
聴覚障害者相談事業	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

- ◆ 手話通訳者派遣事業 … 各年度、見込みよりも大きく上回った実績となっています。
- ◆ 聴覚障害者相談事業 … 見込み通りの実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 上段：件/年、下段：人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	26	27	28
聴覚障害者相談事業	1	1	1

- ◆ 手話通訳者の配置や派遣事業により、聴覚障害者の利便性向上を図ります。また関係団体との連携により、手話通訳者や担い手の確保に努めます。

◆ 日常生活用具給付等事業

【前期の実績】

(単位 件/年)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
介護・訓練支援用具	5	7	71.4%	5	7	71.4%	8	8	100.0%
自立生活支援用具	5	15	33.3%	19	16	118.8%	20	17	117.6%
在宅療養等支援用具	23	20	115.0%	19	21	90.5%	13	22	59.1%
情報・意思疎通支援用具	14	17	82.4%	13	18	72.2%	13	19	68.4%
排せつ管理支援用具	2,269	2,263	100.3%	2,162	2,457	88.8%	2,283	2,667	85.6%
住宅改修費	3	5	60.0%	1	5	20.0%	6	6	100.0%
合計	2,319	2,327	99.7%	2,219	2,524	87.9%	2,343	2,739	85.5%

- ◆ 介護・訓練支援用具 …令和元年度までは見込みよりも下回っていましたが、令和 2 年度は見込み通りの実績となっています。
- ◆ 自立生活支援用具 … 平成 30 年度では見込みよりも大きく下回っていましたが、令和元年度以降は見込みよりも上回っており、増加傾向となっています。
- ◆ 在宅療養等支援用具 … 平成 30 年度では見込みよりも上回っていましたが、令和元年度以降は見込みよりも下回っており減少傾向となっています。
- ◆ 情報・意思疎通支援用具 … 各年度の見込みよりも下回っていますが、利用人数はほぼ横ばいとなっています。
- ◆ 排せつ管理支援用具 … 平成 30 年度では見込み通りの実績となっていますが、令和元年度以降は見込みよりもやや下回っています。利用人数は令和元年度で減少しましたが、令和 2 年度では増加しています。
- ◆ 住宅改修費 … 令和元年度までは、見込みよりも下回っていましたが、令和 2 年度は見込み通りの実績となっています。
- ◆ 【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 件/年)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	8	8	9
自立生活支援用具	21	22	23
在宅療養等支援用具	18	19	20
情報・意思疎通支援用具	13	14	15
排せつ管理支援用具	2,397	2,516	2,641
住宅改修費	5	6	7
合計	2,462	2,585	2,715

- ◆ 日常生活用具は引き続き利用の増加が見込まれています。制度の周知を図りながら利用促進を図ります。

◆ 移動支援事業

【前期の実績】

(単位 上段：か所、中段：時間/月、下段：人/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
事業者数	26	23	113.0%	27	24	112.5%	26	25	104.0%
延べ利用時間数	363	321	113.1%	365	341	107.0%	255	361	70.6%
利用者数	38	32	118.8%	32	34	94.1%	27	36	75.0%

- ◆ 移動支援事業 … 事業者数は各年度、見込みよりもやや上回っています。延べ利用時間数と利用者数は平成 30 年度では見込みよりも上回っていましたが、令和 2 年度では見込みよりも下回った実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 上段：か所、中段：時間/月、下段：人/月)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業者数	26	27	28
延べ利用時間数	366	371	376
利用者数	37	38	38

- ◆ 事業者数、延べ利用時間数、利用者数ともに増加すると見込んでいます。障害のある人の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

◆ 地域活動支援センター事業

【前期の実績】

(単位 上段：人/月、下段：か所)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
地域活動支援センター (Ⅰ型)	8	12	66.7%	6	13	42.8%	5	14	35.7%
	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域活動支援センター (Ⅱ型)	6	6	100.0%	6	7	85.7%	5	8	62.5%
	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域活動支援センター (Ⅲ型)	29	28	103.6%	25	29	80.6%	25	31	80.6%
	7	5	116.7%	6	7	85.7%	6	7	85.7%

- ◆ 地域活動支援センター … 地域活動支援センター（Ⅰ型）のか所数では各年度、見込み通りとなっていますが、人数については各年度、見込みよりも大きく下回っています。地域活動支援センター（Ⅱ型）では、平成 30 年度は人数、か所数ともに見込み通りでしたが、令和元年度以降の人数が見込みよりも下回っています。地域活動支援センター（Ⅲ型）も平成 30 年度は人数、か所数ともに見込み通りでしたが、令和元年度以降の人数が見込みよりも下回っています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 上段：人/月、下段：か所)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター (Ⅰ型)	12	13	14
	1	1	1
地域活動支援センター (Ⅱ型)	7	8	9
	1	1	1
地域活動支援センター (Ⅲ型)	28	29	31
	7	7	7

- ◆ 各地域活動支援センターにおいて利用者数の増加を見込んでいます、障害のある人の地域生活の場、社会参加の場として、創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(2) 任意事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービス内容	対象者
重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人(子ども)等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを提供します。	身体障害者手帳1級・2級で日常生活のほとんどに介護を必要とし、医師が入浴可能と認める人(子ども)
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を養い、雇用の促進と職業における定着を図ります。	18歳以上の知的障害のある人
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人等が日中活動の場を利用することができます。	身体障害のある人(子ども) 知的障害のある人(子ども) 精神障害のある人(子ども) 難病患者等
身体障害者用自動車改造費助成事業	自動車を所有する身体障害のある人に対し、その自動車の改造に要する費用を助成します。(上限あり)	身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由の1級又は2級に該当する障害を有するもの
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許(第一種普通自動車運転免許)を取得する身体障害、知的障害のある人に、免許取得費の一部を助成します。(上限あり)	普通自動車免許又は準中型自動車免許を取得した身体障害者手帳1～4級の所有者と療育手帳の所持者

◆ 重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業

【前期の実績】

(単位 登録人数/年)

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	実績(A)	見込(B)	実施率(A/B)	実績(A)	見込(B)	実施率(A/B)	実績(A)	見込(B)	実施率(A/B)
重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業	6	12	75.0%	8	13	57.0%	10	14	71.4%

- ◆ 重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業 … 各年度、見込みよりも下回っていますが、登録人数は増加傾向となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 登録人数/年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業	11	12	13

- ◆ 令和3年度以降も増加すると見込んでいます。利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。

◆ 知的障害者職親委託事業

【前期の実績】

(単位 人/年)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
知的障害者職親委託事業	2	2	100.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%

- ◆ 知的障害者職親委託事業 …… 平成 30 年度は2人の実績で見込み通りとなっていました。令和元年度以降は1人の利用実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 人/年)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
知的障害者職親委託事業	1	1	1

- ◆ 令和 2 年度時点で1人の利用実績があったことから、令和 3 年以降も同数の利用を見込みます。利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。

◆ 日中一時支援事業

【前期の実績】

(単位 上段：利用者数/月、下段：利用日数/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
日中一時支援事業	67	67	100.0%	65	69	94.2%	45	71	63.4%
	458 (158)	405 (135)	113.1%	479 (155)	420 (140)	114.0%	383 (114)	429 (143)	89.3%

※ 前期計画では利用日数の算定方法を、短時間の利用者はその利用時間ごとに 1/4 日、2/4 日、3/4 日とし、合計して 4/4 となった時点で 1 日としていましたが、利用実績を明確にするため、時間に関わらず 1 日とする算定方法に変更しています。(見込 (B) のうち () の数値は前期計画における算定方法によるもの)

- ◆ 日中一時支援事業 …… 令和元年度までは利用者数、利用者ともに概ね見込み通りの実績でしたが、令和 2 年度では見込みよりも下回っています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 上段：利用者数/月、下段：利用日数/月)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	71	75	79
	400	420	440

- ◆ 令和 3 年度以降は増加傾向になると見込まれます。利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。

◆ 身体障害者用自動車改造費助成事業

【前期の実績】

(単位 上段：利用者数/月、下段：利用日数/月)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
身体障害者用自動車 改造費助成事業	1	3	33.3%	3	3	100.0%	3	3	100.0%

- ◆ 身体障害者用自動車改造費助成事業 … 平成 30 年度は見込みよりも下回っていましたが、令和元年度以降は見込み通りの実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 件/年)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者用自動車 改造費助成事業	3	4	5

- ◆ 令和 3 年度以降は増加傾向と見込んでおり、引き続き利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。

◆ 障害者自動車運転免許取得費助成事業

【前期の実績】

(単位 件/年)

区分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込 (B)	実施率 (A/B)
障害者自動車運転免許 取得費助成事業	1	3	33.3%	4	3	133.3%	1	3	33.3%

- ◆ 障害者自動車運転免許取得費助成事業 … 令和元年度では見込みよりも上回った実績ですが、平成 30 年度と令和 2 年度は見込みよりも下回った実績となっています。

【本計画における見込量と今後の方策】

(単位 件/年)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者自動車運転免許 取得費助成事業	2	3	4

- ◆ 令和 3 年度以降は増加傾向と見込んでおり、引き続き利用者のニーズを把握し柔軟な対応に努めます。



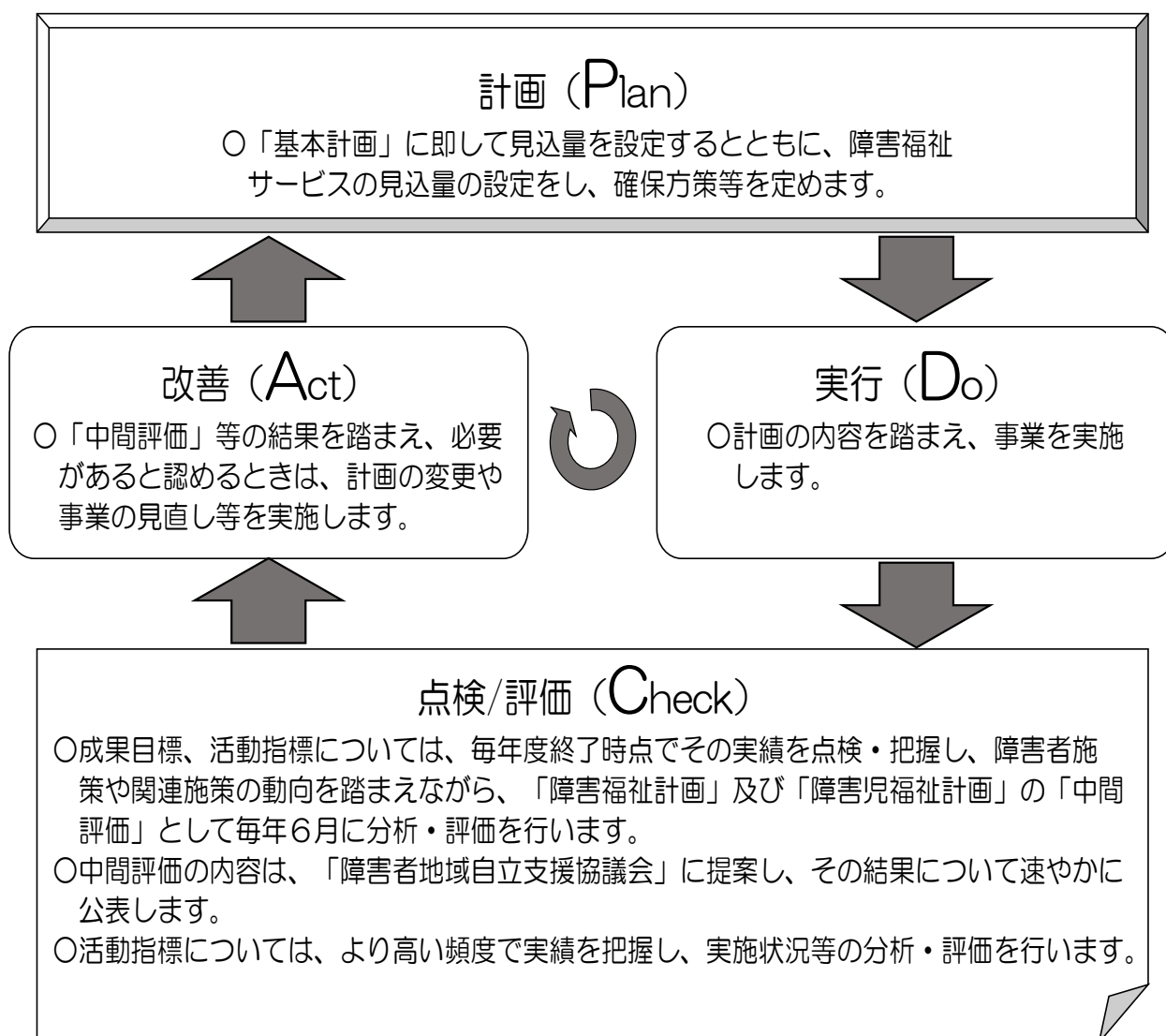
第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、「障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

2 点検及び評価体制

本計画の的確な進行管理を行うため、見込量に対しての実施状況について、“PDCAサイクル”に沿った点検・評価を行います。



3 情報の公開

各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することができるよう、「障害者地域自立支援協議会」に必要な情報を提供し、共有します。さらに、毎年度、計画の実施状況を市ホームページ等で公表します。

The screenshot displays the official website of Hiratsuka City, specifically the '障害者福祉' (Disability Welfare) section. The header includes the city's name in Japanese and English, along with navigation links for '暮らしの情報' (Living Information), '事業者向け情報' (Information for Business Operators), '市政情報' (Municipal Information), and 'きみつの魅力' (The Charm of Hiratsuka). The main content area is divided into 'おすすめ情報' (Recommended Information) and 'お知らせ' (Notice), which lists various news items with dates and titles. A sidebar on the right contains '関連情報' (Related Information) and 'お問い合わせ' (Contact Us). The footer provides contact details for the Hiratsuka City Office and a small illustration of a person.



資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和2年 2月12日	令和元年度第2回君津市障害者地域自立支援協議会 ・アンケート調査の内容について
2月29日～ 3月19日	計画策定のためのアンケート調査を実施
9月17日～ 9月30日	令和2年度第1回君津市障害者地域自立支援協議会 (書面) ・骨子案に基づく計画の基本的な方向性の検討
10月9日	令和2年度第1回君津市障害者地域自立支援協議会 就労支援部会 ・計画(素案)の検討
10月23日	令和2年度第3回君津市障害者地域自立支援協議会 相談支援部会 ・計画(素案)の検討
10月28日～ 11月2日	君津市障害者基本計画検討委員会(書面) ・計画(素案)の検討
11月13日～ 11月20日	令和2年度第2回君津市障害者地域自立支援協議会 (書面) ・計画(素案)の検討
11月2日～ 11月11日	令和2年度第2回君津市障害者地域自立支援協議会 地域生活支援部会(書面) ・計画(素案)の検討
令和2年12月22日～ 令和3年1月20日	まちづくり意見公募手続(パブリックコメント)による 市民からの意見の聴取

2 君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱・名簿

○君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成21年8月28日

告示第126号

改正 平成29年3月30日告示第49号

平成29年8月25日告示第152号

平成30年3月30日告示第40号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、君津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体関係者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 雇用機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に第2条に規定する事項のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月30日告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日告示第152号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○君津市障害者地域自立支援協議会 構成団体等一覧

	区 分	構成団体等名称
1	障害者及び障害者団体関係者	君津リバーズ協会
2	障害者及び障害者団体関係者	玄々堂君津腎友会
3	障害者及び障害者団体関係者	NPO法人 君津市手をつなぐ育成会
4	障害者及び障害者団体関係者	君津市こころの健康を支援する共励会
5	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 章佑会
6	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 アルムの森 ピッチーの丘
7	障害福祉サービス事業者	株式会社 コッペ
8	障害福祉サービス事業者	有限会社 きらら ファミリーサポートひるがお
9	保健、福祉及び医療機関関係者	医療法人社団 心健会 きみつ心療クリニック
10	保健、福祉及び医療機関関係者	君津健康福祉センター 地域福祉課
11	保健、福祉及び医療機関関係者	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット
12	保健、福祉及び医療機関関係者	児童発達支援センター きみつ愛児園
13	保健、福祉及び医療機関関係者	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
14	教育機関関係者	千葉県立君津特別支援学校
15	雇用機関関係者	木更津公共職業安定所
16	雇用機関関係者	君津商工会議所
17	行政機関関係者	君津警察署 生活安全課
18	行政機関関係者	君津児童相談所
19	行政機関関係者	君津市教育委員会 学校教育課
20	行政機関関係者	君津市保健福祉部

3 君津市障害者基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関する基本計画である第3次君津市障害者基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討及び調整するため、君津市障害者基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画策定に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第3次君津市障害者基本計画の策定が完了したときにその効力を失う。

(改定)

- 3 この改定は令和2年10月1日から施行する。

(別表)

君津市障害者基本計画検討委員会委員名簿

区 分	所 属	職 名
委員長	保健福祉部	部 長
副委員長	保健福祉部	次 長
委員	総務部総務課	課 長
//	企画政策部企画課	課 長
//	財政部財政課	課 長
//	市民環境部市民生活課	課 長
//	経済部経済振興課	課 長
//	建設部建設計画課	課 長
//	教育部教育総務課	課 長
//	保健福祉部子育て支援課長	課 長
//	保健福祉部保育課長	課 長
//	保健福祉部高齢者支援課長	課 長
//	保健福祉部障害福祉課長	課 長
//	保健福祉部健康づくり課長	課 長

第3次君津市障害者基本計画
第6期君津市障害福祉計画
第2期君津市障害児福祉計画

令和3年3月発行

発 行 君津市
編 集 君津市保健福祉部障害福祉課
〒299-1192
千葉県君津市久保 2-13-1
TEL：0439-56-1525
FAX：0439-56-1220
君津市ホームページ

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>
